

【漢検漢字文化研究奨励賞】佳作

位相論的略字体史の試み

—仏家と非仏家の対立—

東北大学大学院文学研究科 博士後期課程三年

日本学術振興会特別研究員 (DC2) 菊地 恵太

第一章 はじめに

1. 漢字字体史における略字研究の必要性

漢字使用の歴史において、筆画を簡略にした字体が使用されることがある。現行の常用漢字或いは曾ての当用漢字に採用された「仏」「学」「釈」といった字体は、旧字体（康熙字典体）の「佛」「學」「釋」から見れば明らかに筆画が簡略化された字体である。こうした簡略な字体、則ち「略字体」（略字）が、いつ頃からいかなる過程を経て用いられるようになったのか、その展開を明らかにすることは漢字字体史研究における重要な課題である。

しかし従来の漢字字体史研究においては、規範的な標準字体に関する研究が中心であったと言える。特に字書・字様書や写経・石経等の規範的場面における標準字体の変遷については、石塚晴通（1999）を始め体系的な研究が進められ、現在では宮廷写経・開成石経・宋版等における規範の字体を確認できる『漢字字体規範史データベース』（以下「HNG」）も整備されている。このように中国及び日本における規範字体の変遷過程はかなりの面で明らかにされているのであるが¹、一方で実用的な場面（或いは、規範に則る必要性のない場面）における字体使用の歴史については不明な面も多いと言える。そこで、より実用に即した場面における文字使用の実態を明らかにする上で有用と言えるのが、そういった場面で現れやすい字体である「略字」を対象とする研究である。

略字を使用するということは、原理としては筆記労力を省略するためという要因によるものと言えるが、もしそれだけが要因であるならば、略字の使用はどの時代、どの資料においても行われて良いはずである。しかし様々な文字資料の実態を見るに、略字が頻繁に現れる場合もあればそうでない場合もあり、資料により状況が異なっている。また略字の使用は、複数の字体を習得した上でそれらを使い分けるといふ、比較的高度な知識が要求される行為でもある。つまり、略字を習得した書記者が略字を使用しうる環境下において、略字使用を推進、或いは制限する何らかの要因や傾向が存在すると考えられるのである。

以上のような側面を踏まえると、漢字字体史研究において、こうした略字はどの時代、どのような資料において用いられるのか、また通時的にはどのように使用されていくのか、といった点を明らかにする必要がある。さらに、どのような要素、要因によって略字使用の状況が左右されるのかという点を考え、整理しておく必要がある。

1 例えば石塚晴通（2012：1頁）では、次のように説明される。

漢字の楷書体の定着時期とも重なる初唐に、確かに楷書体の標準字体が存在し、その初唐標準字体は晩唐の開成石経で大きく変遷し其の新しい標準字体は南宋版で定着した。一方日本では、7世紀後期以来初唐標準字体を定着させ、新しい開成石経標準字体の影響は部分的に止まり、近世の印刷文化の開始まで大筋として日本的標準として維持した。

2. 字体と位相

こうした観点から、菊地恵太（2016ab、2018b）では、共通する構成要素を持つ略字体（例えば「學・學>学・挙」「釋・澤>釈・沢」「攝・疊>摂・疊」等）を対象として、新たな略字体が創出・受容され、さらに時代が下るにつれて複数の字種への応用という過程を経て略字体の使用が拡大を見せることが明らかになった。それでは、こうした字体が普及していく過程は、より具体的にはどのように説明できるであろうか。その内実を明らかにする上では、時代差に着目することは勿論であるが、漢字使用の担い手となる書き手・読み手の存在を無視することはできないであろう。

略字が略字として成立するためには、書き手がある字体を書き記した上で、読み手がその字体を認知し、当該字体と規範字体とを同定することによって、初めて「略字」として認識され普及することができるのである²。しかし、何者かによって創出された新たな略字や略記法が、突然あらゆる文字使用者に認知され使用が進むとはまず考え難い。当初は個人的・当座的な範囲で用いられた字体が、特定の集団（位相）の中で漸次的に認知され、（字体により程度の差はあれども）やがて一般的に普及していったと考えるべきである。

例えば笹原宏之（1990）は、近世に創出された国字「腺」等を例に取り、蘭学者という新興の位相を中心に用いられることによって、一般的に知られた漢字へと広まっていく過程を示している。このような位相的側面は、古代における略字体の歴史についても援用することが可能であると考ええる。こうした状況において、身分・階層によって使用字体にどのような差が見られるのかという点は当然考慮すべき問題と思われる。

ただ、古代日本において漢字の読み書きができるのは、近世以降に比べより狭く、一部の階層の者に限られていたと考えられる。殊に漢字に通じていたのは、中央や地方の官人や神官、或いは僧侶であろうし、そういった身分の者の手に成る文献は実際に多く現存している。ここで特に想起されるのが、仏家と俗人（特に公家）との位相の対立であろう。広く知られた例で言えば、漢文訓読資料における乎古止点の例である。平安時代の訓点資料における乎古止点の種類は仏僧によるものが100種以上に上り、テニハの星点の分布により8系統に大別できるのに対し（第一～第八群点。中田祝夫 1954）、仏僧以外（博士家等）によるものは1系統（第五群点）しか存しないという特徴がある。この他にも山本真吾（1990）は特定の語に充てる漢字について、仏家と公家との間に差異が見られることを示している（後述）。これらの事実は、表記習慣の面で仏僧と俗人の間に一定の差異、強い言い方をすれば一種の「断絶」があったことを示す傍証と考えられる。

また菊地恵太（2016b）では、「釋」を「尺」「釈」と略記する手法が当初仏僧の間で出現し、やがて広く普及していった可能性が示唆された。こうした点からも、仏僧が否かという位相の問題は文字表記史の上で重要な意義を持つと思われる。そこで本稿では、いくつかの字体を取り上げ、略字体と位相の関係について詳細に考察を進めることとしたい。

2 規範字体とそれに対する略字が同時代に併存したとして、略字のほうしか知らないという者が現れる可能性も当然想定され、この点は改めて精査する必要があるが、本稿では規範字体の存在を前提として論を進めていくこととする。

3. 「位相字体」という捉え方

そもそも言語の「位相」という概念・術語は菊沢季生（1933）に始まり、以来国語位相論や位相語の研究では、使用者の性別や世代、使用場面、社会集団といった様々な側面が「位相」の違いとして取り上げられてきた。例えば田中章夫（1999）では性差と世代差、社会階層、社会分野、心理的要因、伝達方式などといった観点から位相差を捉えているが、言語の位相に最も大きな影響を齎すのは「一つの社会階層や社会的集団の形成と消滅」であろうと述べている（同 15 頁）。またこうした位相差は「語彙的な面にばかりでなく、発音にも、語法にも、用字や文体にも、多かれ少なかれ生じる」（11 頁）とも述べており、こうした現象は漢字字体についても想定できるであろう。

石塚（1999）等に指摘される標準字体（規範字体）というものの、使用場面による違いであるから「位相」の違いとは言えるであろうが、以下に述べるように、文字の「位相」を考える場合には、特に職業等の社会集団による差異に着目されることが多いようである。

中でも笹原宏之（1990）は、使用者・読む者が限られている造字・用字が、ある社会集団や個人の使用において認められる場合、それぞれを「位相文字」「個人文字」と名付けた³。笹原（1990）の論は、近世以降の日本における個人の造字（「墨」「腺」等）がどのような過程を経て位相文字となり、さらに一般的な文字へ展開していくかを論じたものであり、必ずしも異体字の論ではない。しかし同字種における字体の対立の上で社会的な位相差が認められるのであれば、「位相文字」に倣い「位相字体」と呼ぶことができるであろう。同様に「個人字体」⁴という規定も可能である。

こうした字体の位相に着目した研究としては、山下真里（2012）が「鑛」の略字「鉦」について、当初鉦山関係者の間で用いられたものとして、その位相字体性について触れているが、近代以降の例である。その他には字体の論ではないが、中世以前の日本における用字の位相に着目したものとして山本真吾（1990）、犬飼隆（1993）等の研究もある。特に山本真吾（1990）では、平安・鎌倉時代における副詞「タトヒ」の用字について、公家日記類に見えない「設」字の使用が、仏僧の文書で（特に私的な場で）認められることを指摘している。

以上のような研究を除けば、古い年代における位相字体に着目した研究は見当たらず、検討の余地があると言えるであろう。

3 地域による文字の差異に関しては笹原（1990）では「方言文字」と呼び、位相文字とは区別している。

4 「字体」という概念については、石塚晴通（1984）のように「社会共通の基準」と規定する見方がある。「社会共通」というのがどの範囲を指しているか不明であるが、もしこれが広く一般的な「社会」を示しているとなると、個人や特定の位相（社会集団）のみで用いられる字体は「社会共通」とは言えなくなってしまうため、「個人字体」「位相字体」の呼称は矛盾を孕むことになる。しかし、笹原宏之（2004）のように「社会的な約束によって成り立っている字画の構成」と考えれば、慣例的な規則によって字体が成り立ってさえいれば良いのであり、字体そのものが社会共通でなくとも良いことになる。なお「個人字体」は一般には「誤字」という烙印を押されることも多いが、そういった社会的価値をひとまず措けば、「個人字体」という概念は成立すると考える。

4. 研究の目的と方法

4.1 本稿の目的

本稿は、以上の観点を踏まえ、古代の文献に見える複数の漢字字種を対象として、曾て略字体がどの位相においてどのように用いられていたか考察し、その字体がいつ頃からいかなる過程を経て拡大するか、明らかにすることを目的とする。当該の略字体が単にいつ頃から現れたというだけでなく、どのような文献においてどの程度の例数・頻度で現れるかという点を調査する。

書記者の位相と字体の使用頻度の関連を調査するに際しては、当然文献の書写者、書記者が何者であるかという点を考慮することになるが、その文献が何者の手に渡り、どのような位相の間で供されたかという点も考慮に入れる必要がある。無論古代の文献の中には、成立・流布の事情が不明なものも多く、転写本の場合は親本の字体をそのまま書写したのか、書写者が恣意的に使用した字体であるのかも不明であって、厳密を期することができないのが難点である。そのような状況でも、書写年代や書写者による差異がどれだけ認められるか、確認しておく必要はあると思われる。

またその他には、その字体がどのような文脈で用いられてきたか（殊に仏教語として用いられるか否か）という点も考慮すべきであろう。何を以て仏教語と見なすかは判断が難しい点もあるが、一つには梵語の訳語（音写又は意訳）であるということが条件として挙げられる。もし仏教語以外にも当該の字体が頻出するとすれば、特定の語に限らず当該字体の使用が広まっていたことを裏付けることができるであろう。

4.2 調査対象字種と資料

本稿で調査対象として取り上げるのは、現在の常用漢字において曾ての略字が採用された「釋（釈）」「佛（仏）」という字種である。元来「釋」は説文解字では「解也」、「佛」は「見不審也」（段注では「仿佛也」といった意味を持つ漢字であったが、漢訳仏典では梵語の音写字（釋迦 Śākya、佛陀 Buddha）として用いられ、仏僧の間で特に使用頻度の高い漢字であったと推測される。よって、両字の略字体の使用状況には、仏家と非仏家の間で何らかの差異が現れることも想定できる字種と言える。

その他に考慮すべきは、「抄物書（しょうものがき）」と呼ばれてきた一群の字体である。いわゆる抄物書とは「菩薩」を「并」と書くような例が知られ、従来慣例的に仏僧による略字・略記法と見なされてきたが、実際にはどの位相の範囲でどの程度用いられていたのか、詳細は明らかにされていない。こうした字体群の内実を明らかにすることは、仏家と非仏家の位相の対立を考える上で重要であろうと思われる。

また本稿で調査対象とする文献は、仏教関係書（規範的性質を持つ仏經典でないもの。注釈書、説話等）や貴族の古記録、中世の抄物等、なるべく分野が偏らないように選定する。この調査は元より網羅的な全数調査を目的としたものではなく、その点ではさほど厳密な調査とは言えないであろうが、調査文献の種類を揃え、複数の字種・字体を対象に調査を行うことによって、字体使用の大まかな傾向は明らかにできると考える。

4.3 本稿の構成

第二章では、「釋」の略字「釈」の使用状況の変遷について取り上げるが、曾ては「釋

迦」を「尺迦」と書くような略記法もあり、これも略字として取り上げることとする。また第三章では「佛」の略字「仏」について考察するが、これに関連して同様の略記法である「扌（拂）」等の字体についても併せて取り上げる。

第四章では、従来の「抄物書」の認識について改めて整理するとともに、実際の使用実態を明らかにし、位相的側面からどのように位置づけられる字体であるか考察する。その上で、位相的側面から見て略字体の歴史上どのような現象が存在したのか、その一端を示すこととしたい。

第二章 「釋」の略字「尺・釈」の位相

1. はじめに

当用漢字字体表（1949 年）及び常用漢字表（1981 年）で新字体として採用された「釈」は、康熙字典体「釋」から比べると旁「睪」が「尺」に置き換わった形を取る。他にも「訳・駅・扱・沢」は、「釋」と同様の略記法によって、旁が「尺」に置き換わっている。本章では、これらの略字体がいつ頃からいかなる過程を経て拡大を見せるか、書記者の位相という側面から明らかにする。

2. 先行研究

この字体の来歴については、拙稿（菊地 2016b）で通時的調査を行い、当該字体の発生と受容・拡大の過程を示している。菊地（2016b）において調査対象となった文献と使用字体の例数の内訳は以下の表 2-1 の通りである。

表は「釋譯驛擇澤」の 5 字種について各字体の例数を示す（0 例の場合は空欄とする。以下同じ）。字体の分類については、「A1」は旁を概ね「睪」のように作る字体（「釋」「澤」等）、「A2」はその崩し字の形、「B」は旁を「尺」とする字体（「釈」「沢」等）である。「釋」欄の最右にある「尺」は、「尺迦」「尺尊」のように本来「釋」字で書くべきところを「尺」と記した例を示す。なお菊地（2016b）では、延慶本平家物語における「譯」B 類字体の 2 例を見落としていたため、ここで訂正する。

これによれば、早い例としては鈴鹿本『今昔物語集』に「釈」字体の使用が見え、「釈」字体は既に院政・鎌倉時代頃から使用されていることが分かる。但し当時「釋」の略として多く用いられていたのは、同音（類音）の借用による「尺」⁵であって、「釈」は主流でなかったことが窺える。しかし室町時代中期以降は、「釈」の字体が多くの文献で現れるようになり、「擇」「澤」のように「睪」という共通の旁を持つ他の字種にも同様の略記法が応用されるようになったことが分かる。

この他にも色葉字類抄、節用集等の古辞書類を対象に調査しているが、古辞書でも「釈」の字体が盛んに現れるようになるのは室町時代中期以降の写本である。このように、「釈」

5 当時「尺」は長さの単位として頻繁に用いられるものであり、現代でも「尺」と「釈（釋）」は別字種として区別されるため、「尺」を「略字」と呼ぶのは憚られるかもしれない。しかし当用漢字・常用漢字の「弁（辨辯辯）」、中国簡化字の「机（機）」のように、本来別字種であったものが借用され（いわゆる通假字）、異体字として扱われるようになった字も実際には存在するのであり、「尺」もまた広い意味で「略字」と呼んで良いものと考えられる。

表 2-1 「釋譯驛擇澤（釈訳駅沢沢）」5 字種の使用状況の変遷（菊地 2016 を基に作成）

文献	刊写年代	釋				譯		驛		擇		澤		
		A1	A2	B	尺	A1	B	A1	B	A1	B	A1	A2	B
東大寺諷誦文稿	9 世紀前期写	8				1						1		
興福寺本 日本靈異記 卷上	904 年写	2	1			1		1		1				
御堂関白記（長徳 4-寛弘 4 年）	平安中期書	4												
大谷大本 三教指帰注集 卷上本末	1133 年写	9												
打開集	1134 年写				10									
兵範記（久寿元-保元 2 年）	院政期写	2												
鈴鹿本 今昔物語集 卷 2, 5, 7	院政期-鎌倉写	91		4	9	7								
前田本 日本靈異記 卷下	1236 年写		1		7			1						
中右記（寛治 6-永長元年）	鎌倉中期写	11						1		2				
深心院関白記（文永 2, 5 年）	13 世紀後期書	2										1		
蓬左文庫本 続日本紀 卷 11-14	13 世紀後期写							6		1		2		
俊海本 沙石集 卷 2, 7	鎌倉末期写				12									
真福寺本 古事記	1371-72 年写					1		4				2		
十二月消息	1402 年書か				3					1		3		
延慶本 平家物語 卷 1 本末, 2 本	1420 年頃写	2		1	2		2							
正徹本 徒然草	1431 年写				1							1		
後法興院記（文正元-応仁元年）	室町中期書	2			25									
平松家本 平家物語 卷 1-3	室町中-末期写	1		3								1		
神田本 太平記 卷 1, 2, 7	室町中期写				2									
玄玖本 太平記 卷 1-3	1554 年? 写	1										2		
屋代本 平家物語 卷 1-3	室町後期写	1			1							2		
藤井本 沙石集	室町後期写			1	12					1		1		
義輝本 太平記 卷 1, 3, 5	室町末期写	1										3		
米沢本 詩学大成抄 天文部	室町末期写			1	1							5		4
京大本 論語秘抄 卷 1-3	室町末-江戸写	1		7		1				3	10			
国会本 玉塵抄 卷 1, 2	1597 年写								1			7		4
小城本 平家物語 卷 1-3	慶長頃写か			3								1		
書陵部本 宇治拾遺物語	江戸初期写か				15							1	2	
前田本 古事記	1606 年写					1		4				2		
蓬左文庫本 続日本紀	1614 年写							3				7		
寛永版 中華若木詩抄	1633 年刊	1		2				4		1		2		
祇園物語	寛永末頃刊			1							1	1		
可笑記（11 行本）	1642 年刊	3			1									
狂言記（万治 3 年版の再版）	1660 年刊	1		1										
好色一代男（上方版）	1683 年刊			2										3
諸艶大鑑	1684 年刊			3										2
好色一代女	1686 年刊			3										1
日本永代蔵	1688 年刊			2										3
東大本 人天眼目抄	江戸中期写か	2		1	1					2		2		

という字体がいつ頃から用いられるようになったものか、おおよその展開は明らかに
なると見て良いであろう。但し菊地（2016b）では、さほど位相差を考慮せず通時的
な概観に重きを置いたものであったため、本章ではこの調査結果を基にして、使用され
る位相に関してはより詳細に考察を進めたいと考える。

3. 調査方法

本章では、菊地（2016b）での調査対象文献に数点新たに文献を加え、それぞれがど
のような位相において享受されたものか整理した上で、改めて各字体の使用状況につい
て考察を行う。出現した字体については概ね次のように分類する。

「釋」の類： 

康熙字典体と同じく旁を「𠂔」に作る字体の他、「𠂔」「𠂔」のように作る字体、崩し
字で旁が「尺」と解せられない字体を含む。

「𠂔」の類：  旁を「尺」とするもの。

「尺」の類：「釋」を「尺」で表記するもの。

4. 調査結果

4.1 仏僧による書写と見られる文献

まずは仏僧の手により書写・流布したものと思われる文献について、表 2-2 に掲げる。
表の左側の数字は便宜上附した資料番号である。

書写者の名が明らかでないものも多いが、文献の内容や所蔵の状況より見て仏僧によ
る書写である蓋然性が高いものをここに含めた。

例えば [4] 最明寺本往生要集の乎古止点是天台宗所用の宝幢院点であり、仏僧によ
り書写・加点されたものと見て良いであろう。[6] 鈴鹿本今昔物語集に関しては編者・
書写者共に定説を見ないが、伴信友の記録に拠れば曾て奈良に存したことが知られ、成
立・書写の場として東大寺や興福寺を推定する意見もある（酒井憲二 1976、田口和夫
1978 等）。今昔物語集（と思しき文献）の名が登場する記録の早い例としては、

今昔物語七帖、返遣貞兼僧正畢（『経覚私要抄』宝徳 2 年〈1450〉7 月 5 日）
故松林院貞昭得業、春日社ニアルイマハムカシト云抄物ヲ借出被写タル報ニ
（『実暁記』天文 22 年〈1553〉2 月 24 日）

といった、興福寺僧による記録が挙げられるため、仏僧（特に興福寺周辺）の間で今昔
物語集が書写され流通してきたと見て無理はないように思われる。

また [10] 俊海本沙石集も書写者不明であるが、所持者の俊海は鎌倉時代末期に鎌倉・
多宝寺の長老であった人物と見られ、沙石集の成立（1283 年頃）からさほど年代を経
ていないことから、仏僧の間で書写が行われてきたことが想定できる。

こうした文献を見てみると、院政期頃から「尺」という略字の使用が盛んに行われて

表 2-2 仏家の位相

文献	編著者・書写者	刊写年代	釋	尺	积
[1] 東大寺諷誦文稿	東大寺僧か	9世紀前期写	8		
[2] 興福寺本 日本靈異記 卷上	景戒編、興福寺僧写か	904年写	3		
[3] 天理本 往生極楽記	慶滋保胤編、仁豪写	1086年写	4		
[4] 最明寺本 往生要集 卷上	源信著、書写者不詳	11世紀後期写	4		
[5] 法華百座聞書抄	法隆寺僧か	院政期末写		11	1
[6] 鈴鹿本 今昔物語集 卷2, 5, 7	不詳	院政期-鎌倉写	91	9	4
[7] 前田本 往生極楽記	慶滋保胤編、書写者不詳(湛睿所蔵)	鎌倉前期写	2	1	1
[8] 前田本 日本靈異記 卷下	景戒編、禅恵写	1236年写	1	7	
[9] 光長寺本 宝物集 卷1	平康頼編、日春写	1287年写	2	1	
[10] 俊海本 沙石集 卷1, 7	無住編、書写者不詳	鎌倉末期写		12	
[11] 十二月消息	不詳	1402年書か		3	
[12] 延慶本 平家物語 卷1本末, 2本	編者不詳、根来寺僧写	1420年頃写	2	2	1
[13] 正徹本 徒然草	ト部兼好著、正徹写	1431年写		1	

いることが確認できる。同時期に「积」字体も現われているが、「尺」に比べると使用は広まっていない。

「尺」が用いられた語としては、「尺迦 Śākya」やそれに由来する「尺尊」「尺種」、或いは「帝尺(天) Śakro devānām indrah」といった音写語の用例が多い。これらが頻出するのは仏教関連の文献として当然であるが、[5] 法華百座聞書抄や[10] 俊海本沙石集には動詞「尺ス」の例がある。説文解字に「积 解也」とある通り、仏教とは関係なく「积」の字義通りの使用ということになる。また[12] 延慶本平家物語には次の「会尺」の例もある。

暫ク有テ入道イカゞ思ハレケム 会尺モ無テ内ヘ入給ヌ 其後義王ハ人トニ暇申テ泪
ト共ニゾ出ニケル (卷1本38丁表)

「会积」はもと仏教における「和会通积」(一見矛盾する教義を照合して真義を導き出すこと)の略であり仏教用語と言えなくもないが、ここでは恐らく「清盛入道は(義王御前に)言葉もかけずに中に入ってしまった」という文脈であろう。現代語に似て「挨拶」のような意味と考えられるため、仏教の文脈からはかけ離れている。

以上のように、「尺」の使用は仏教関係の語彙、特定の語に限られていたわけではなく、語義に拘ることなく仏僧の間で「积(釋)」の略字として使用されたことが明らかと言える。

4.2 非仏僧による書写と見られる文献

続いては公家日記など、俗人（非仏僧）が書写に携わったと見られる文献について、表 2-3 に掲げる。

[20] 知恩院蔵仮名書き観経は書写者不詳であるが、紙背文書の存在から仏僧によるものでない蓋然性が高い。中田祝夫の推定では、紙背の消息は公卿鷹司基忠〈1247-1313〉による筆、仮名書き観経はそれに近い人物が書き記したものという（後世に後伏見天皇宸翰というのは俗説）。

[19] 観智院本三宝絵は奥書に「三善朝臣」の名があるが、「尺」の使用率が極めて高く、公家の日記とは大きく異なる。この写本については第四章でも触れるが、親本の字体をそのまま踏襲したものと思われ、俗人である「三善朝臣」の日用字体か否か疑わしい。

しかし同じく「尺」の使用率が高い [22] 後法興院記は公卿近衛政家による自筆本であるため、資料として信憑性は高い。ここで「尺」が用いられたのは全て「講尺」という例（残り 2 例は「講釋」）であり、仏教語の釈迦とは関連がない。このように見ると、公家による日記類においても、室町中期には「釋」を「尺」と略記する手法が多く見られるようになったと言えそうである。

参考までに、『大日本古記録』所収の公家・武家日記の例を参照してみたい。『大日本古記録』の異体字の翻刻方針は巻により区々であるが⁶、恐らく底本で「釋」とされてい

表 2-3 非仏家の位相

文献	編著者・書写者	刊写年代	釋	尺	積
[13] 御堂閔白記(長徳4-寛弘4年)	藤原道長自筆	平安中期書	4		
[14] 閔戸本 三宝絵 巻中	源為憲編、伝・源俊頼写	1120 年写	1		
[15] 愚昧記(治承元年)	三条実房自筆	1180 年	1		
[16] 浄福寺本 往生要集 巻上	源信著、伝・九条良経写	鎌倉初期写	2		
[17] 中右記(寛治6-永長元年)	藤原宗忠著、編者不詳	鎌倉中期写	11		
[18] 岡屋閔白記(建長5年)	近衛兼経筆	1253 年	1		
[19] 観智院本 三宝絵	源為憲編、三善朝臣写	1274 年写	4	32	
[20] 知恩院蔵仮名書観経	不詳	鎌倉後期写	6		
[21] 深心院閔白記(文永2, 5年)	近衛基平自筆	13 世紀後期書	2		
[22] 後法興院記(文正元-応仁元年)	近衛政家自筆	室町中期書	2	25	

6 例えば『御堂閔白記』は「近時通用の略体活字で底本の文字と合致するものはなるべく利用した」という方針であって、「仏・佛」は底本の区別を残し、「忞」「𠂔」は「等」「部」に改めている。しかし『岡屋閔白記』の場合「古体・異体・略体文字は原則として正字に改めた」としながらも、「仏」「忞」「𠂔」等一部の字種に関しては区別を残すとしており、その基準が明確ではない。「釋」と「尺」については例示されていないが、本稿での判定には差し支えないと思われる。

る箇所を敢えて「尺」で翻刻するようなことはないと思われ、「釋」「尺」の区別は残されていると思われる。全ての書例を影印で確認できたわけではないものの、凡その目安としては有効であろう。

例を挙げてみると、以下のようである⁷。

「尺迦」17 例

※「釋迦 / 釈迦」は 109 例

〈平安〉 小右記	3 例（写本）
〈南北朝～室町前期〉	
実躬卿記	2 例（写本）
後愚昧記	3 例（うち三条公忠自筆 2 例）
後深心院関白記	1 例（近衛道嗣自筆）
〈室町中期〉	
建内記	6 例（万里小路時房自筆）
薩戒記	2 例（中山定親自筆）

「講尺」33 例

※「講釋」は 2 例

〈南北朝～室町前期〉	
後深心院関白記	5 例（近衛道嗣自筆）
〈室町中期〉	
建内記	27 例（万里小路時房自筆）
〈室町後期～織豊期〉	
上井覚兼日記	1 例（自筆）

「尺奠」17 例

※「釋奠 / 釈奠⁸」は 386 例

〈南北朝～室町前期〉	
後愚昧記	1 例（三条公忠自筆）
後深心院関白記	1 例（近衛道嗣自筆）
〈室町中期〉	
建内記	10 例（万里小路時房自筆）
薩戒記	5 例（中山定親自筆）

7 東京大学史料編纂所「古記録フルテキストデータベース」によって検索を行い、『大日本古記録』所収の例を挙げた。校注者による補筆は除く。

8 少なくとも『建内記』文安 4 年〈1448〉2 月 25 日記に「釈」字体を 2 例確認した（「新日本古典籍総合データベース」のマイクロフィルム画像（書陵部蔵マイクロ伏・457）にて確認）。

「會尺」 652 例

※「會尺」は 5 例

〈鎌倉〉 民経記	1 例（勘解由小路経光自筆）
岡屋関白記	1 例（写本）
〈南北朝～室町前期〉	
後愚昧記	6 例（うち三条公忠自筆 3 例）
〈室町中期〉	
建内記	2 例（万里小路時房自筆）
薩戒記	1 例（中山定親自筆）
〈室町後期～織豊期〉	
上井覚兼日記	641 例（自筆）

「尺迦」の表記は小右記（底本前田本、鎌倉時代書写）に 3 例認められるため、公家の古記録にも全く出現しないわけではないが、後世の写本であり万寿 4 年記に集中しているため、書写者の個性が現われたとも見受けられる。これを除けば、「尺」という略記法は室町時代以降の記録に集中していると言えそうである。

これは「講尺」「尺奠」の語についても同様である。「講尺」はむしろ本来の表記「講尺」よりも圧倒的に多く、「尺」による略記法の拡大が窺える（「講尺」という語自体が比較的新しく、鎌倉時代以前の公家日記には見られない）。また「尺奠」（孔子等、儒教先哲の祭祀行事）は古くから公家日記に頻出する行事であるが、「尺奠」の表記を用いるのは室町時代以降に限られている。

「会尺」（「會」字体で翻刻されているものを含む）は武将上井覚兼による日記（天正年間）の例が極端に多く、「尺」字（全て「尺」で翻刻）を用いる 5 例も全て同著の例であるが、鎌倉時代以前の確例は『民経記』寛喜 3 年 4 月記紙背に見えるのみで、その他は室町時代以降ということになる。

このような例からも、院政期・鎌倉時代に仏家で盛んに用いられた「尺」字体が、室町時代に至って非仏家（公家又は武家）の側でも頻用されるようになったと言えそうである。

4.3 その他の文献

最後に、書写者や読者の位相が特定しがたい文献について纏めて掲げる。

[23] 図書寮本宝物集は平康頼自筆とも伝えられるが⁹、原本でなく鎌倉時代の転写本と推定されている。「尺」及び「尺」字体の使用が見られ、表 1 の仏家に似た使用状況である。平仮名書の [24] 最明寺本では「尺」の使用はないが、「尺」と「釋」が各 5 例と拮抗している。[29] 藤井本沙石集は「尺」「尺」両字が使用されており、この点言えば仏僧により書写された蓋然性も高い。

9 平康頼は明法道中原氏の出自で、平家打倒の計画（鹿ヶ谷の陰謀）に連座したとして安元 3 年（1177）薩摩国鬼界島に配流されたが、翌年赦免され帰京後に『宝物集』を編纂したとされる。出家して法号を性照としたが、出家の時期については記録上は不明である。覚一本平家物語によると配流の際に周防で出家したという。

表 2-4 その他

文献	編著者・書写者	刊写年代	釋	尺	积
[23] 図書寮本 宝物集 (零本)	平康頼編、書写者不詳	鎌倉前期写		3	1
[24] 最明寺本 宝物集 巻 4	平康頼編、書写者不詳	鎌倉後期写	5	5	
[25] 平松家本 平家物語 巻 1-3	不詳	室町中期-末期写	1		3
[26] 神田本 太平記 巻 1, 2, 7	不詳	室町中期写		2	
[27] 玄玖本 太平記 巻 1-3	不詳	1554 年以前写	1		
[28] 屋代本 平家物語 巻 1-3	不詳	室町後期写	1	1	
[29] 藤井本 沙石集	無住編、書写者不詳	室町後期写		12	1
[30] 義輝本 太平記 巻 1, 3, 5	不詳	室町末期写	1		
[31] 米沢本 詩学大成抄 天文部	惟高妙安講	室町末期写		1	1
[32] 京大本 論語秘抄 巻 1-3	清原宣賢講か	室町末-近世初期写	1		7
[33] 小城本 平家物語 巻 1-3	不詳	慶長頃写か			3
[34] 書陵部本 宇治拾遺物語	不詳	江戸初期写か		15	
[35] 寛永版 中華若木詩抄	如月寿印抄	1633 年刊	1		2
[36] 祇園物語	清水寺僧著か	寛永末頃刊			1
[37] 可笑記 (11 行本)	斎藤親盛著	1642 年刊	3	1	
[38] 狂言記 (万治 3 年版・寛文 2 年再版)	著者不詳	1660 年刊	1		1
[39] 好色一代男 (上方版)	井原西鶴著	1683 年刊			2
[40] 諸艶大鑑	井原西鶴著	1684 年刊			3
[41] 好色一代女	井原西鶴著	1686 年刊			3
[42] 日本永代蔵	井原西鶴著	1688 年刊			2
[43] 東大本 人天眼目抄 巻 1, 2	川僧慧濟講	江戸中期写か	2	1	1

室町時代中期以降の文献は軍記物や抄物の写本が多く、江戸時代以降は仮名草子・浮世草子の刊本が中心となった。位相を考慮せず言うならば、曾ては「釋」の略字として「尺」字体が主流であったものが、「尺」でなく「积」を使用する文献が多くなりつつあると言えるであろう。

例えばこの時期の抄物類 [31] [32] [35] [43] では、「尺」も全く消失してしまっただけではないが、「积」の字体が勢力を伸ばしていたことが窺える。これらの写本において「釋」以外の字種「澤」「擇」等に同様の略記法「沢」「択」が広まっていたことも第 5 章で述べた通りである。ここで取り上げた抄物資料は書写者までは特定できないものの、抄物の主たる編纂者が博士家や五山僧であることを考えれば、そのような位相に属する書写者である蓋然性は高い (饅頭屋の傍ら清原宣賢に師事し多くの問書を書写した林宗二のような人物もいる)。自分と異なる位相の者が書き記した写本を目にする

機会は恐らく存在したと思われ、こうした状況からある字体が拡大するという経路は想定できそうである。

近世の仮名草子・浮世草子刊本の場合も、版下を書いた人物までは特定できないが、読者としては僧侶でも公家でもない、新たな読者層を想定することができよう¹⁰。ここで挙げた西鶴作品〔39〕～〔42〕の版本では、「釈迦」という字に悉く振仮名が振られており、平仮名さえ読めれば字体を知らずとも解読ができたのである。これは則ち「釈」という字体を容易に「釋」と同定できるようになったことを意味している。こうした所から「釈」という字体がより幅広い読者層に認知され、使用が広まったと考えることも可能であろう。

5. 位相字体から一般的字体への流れ

以上見てきた点を踏まえると、大まかな流れとしては次のように説明できる。

- ① 仏僧によって創出された「尺」は、平安～鎌倉時代を通してほぼ仏僧間のみで用いられる位相字体であった。「釈」も同じく仏家の位相字体であったが、「尺」に比べると使用頻度が低く、認知度は低かったと思われる。
- ② 南北朝期～室町中期頃には、公家による日記類にも「尺」の使用が広まり、仏家の位相字体とは言い難い状況となった。
- ③ *この間、「釈」字体も非仏家の間に普及したと推定される。
- ④ 室町中後期頃、「尺」に代り「釈」が勢力を伸ばし、位相を問わず通用する字体となった。
- ⑤ 江戸時代以降、印刷出版の普及、仮名草子・浮世草子の刊行等、読者層の拡大に伴い「釈」字体がより一層認知されるに至った。

*印を附した③は非仏家における「釈」字体の使用を殆ど確認することができず、今回の調査範囲では詳細を明らかにできなかったが、②から④に至る過程としては当然想定される段階であると思われる。

「尺」は同音の借用による略記法であるため、②の段階において公家の側で偶然仏家と同様の着想が生まれた可能性も否定できず、「公家による日記類にも「尺」の使用が広まった」というのは語弊があるかもしれない。但し、公家日記における初期の例に「尺迦」という仏教語があり、「釈奠」といった非仏教語での出現が後れていたことから、仏家で行われていた表記が公家の側に浸透したと考えてもまた不思議ではない。

以上の点を総括すると、平安・鎌倉時代には明瞭な位相差の見られた「尺・釈」という字体が、室町時代頃にその位相差を失い、幅広い位相で使用されるようになったと言えるが、結果として「尺」よりも「釈」が広く用いられることとなり、現代でも当用漢

10 暉峻康隆（1958）は仮名草子の読者として、従来文盲であった「中流以上の武家や町人、それに農村の庄屋や豪農」といった身分を想定し、読者層の拡大の背景には室町時代以来の寺院教育、江戸時代の私塾・藩校や寺子屋の士庶教育の推進があったことを述べている。但し、仮名草子や西鶴作品の刊本が決して安価でなく、比較的裕福な家柄の者が主な読者層であったことは野間光辰（1958）に示唆される通りである。

字字体表の新字体に採用されるまでに至ったということになる。菊地（2016b）において指摘された、室町時代における他字種への略記法の応用は、「釈」字体が幅広い位相で用いられるようになった上で拡大した現象であると言えることができよう。

6. おわりに

以上述べてきた点は、書記者の位相が不明な資料もあるものの、「尺・釈」という略字は平安・鎌倉時代において仏家の位相字体であったと見て良いであろう。ここで使用者の位相（仏家・非仏家の対立）という漢字字体史における新たな視点を提示することで、いかにして特定の字体が広まっていくかを明らかにするための足掛りにできると思われる。

次章以降も他の字種について、仏家・非仏家の対立を軸に、位相による略字体の差異がどのように現れるか考察を進めていく。

第三章 「佛」の略字「仏」の位相

1. はじめに

「仏」という字も「釈」と同様、当用漢字字体表において「佛」に代り採用された新字体である。傍の「弗」が「ム」のように簡略化された形となり、また同じく「弗」という構成要素を持つ「拂」も新字体で「払」の形となったが、「費」「沸」は新字体でも「ム」の字体を採用していない。本章ではこうした一連の字体について、出現状況の変遷を調査する。

2. 先行研究

2.1 「仏」字体の来歴

「仏」は和製の字体というわけではなく、中国において6世紀頃の石刻文や敦煌写本等に複数見られることが既に指摘されている。例えば張涌泉（1995）は敦煌写本や北周・隋代の碑文に「仏」字体が見られることを述べる他、何华珍（2004）によれば『張龍伯造象』（550年）の碑文に「佛」（「佛」と通用か）の傍を「ム」とする字体があるという。京都大学人文科学研究所による『拓本文字データベース』でも、525年『蘇胡仁等十九人造釋迦像記』を初め、6世紀の石刻資料において使用例が見られる。敦煌写本については、例えば『敦煌俗字典』では『御注金剛般若波羅蜜經宣演』（P. 2173）、『仏説生経』（P. 2965、576年）、発願文（S. 227）での書例が挙げられ、やはり6世紀頃には「仏」字体が見られることになる。

但しHNGに掲げられる宮廷写経の類には「仏」字体は見られないものである。上記の『仏説生経』（P. 2965）も写経の断簡であるが、「仏」字体が現れたのは経典本文ではなく奥書の部分であった。従って隋唐期中国における規範的な字体は「仏」ではなく「佛」であったと見るべきである。

一方で日本における「仏」字体の使用については、以下のような研究がある。

奈良～平安時代の日本の典籍・金石文・仏典等に見られる漢字字体について述べた佐藤総（1975）は、その中で「仏」字体も取り上げ、この字体が8世紀における典籍（聖

武天皇宸翰『雑集』や文書（東大寺献物帳等）に見られることを示す。但し『雑集』に見える「仏」字体は「もとにした唐土の作品群の原姿を摸した結果」とされ、東大寺献物帳の資料群でも、どちらの字体を用いるかは資料によって大きく異なっている。

さらに佐藤総（1978）では、奈良～江戸時代の般若心経の写経を対象に調査しているが、こうした写経において用いられるのは原則として「佛」字体であり、「仏」字体の出現は鎌倉時代書写の鼠跡心経に限られる。恐らく謹厳な楷書の写経では規範的字体である「佛」を用いるが、筆画を崩して書く鼠跡心経では「仏」も現れるということであろう。

このように見ると、上代日本において既に「仏」字体が輸入され使用されていたことは確かであり、資料によっては「仏」字体の使用に何らかの制限が存在したことも窺えるが、書記者の位相による差異について着目したものではない。

その他に、これまで「仏」字について言及された記述を抜き出してみると、以下のようである。

- (1) 推古朝以下奈良朝以往の金石文に於て、

无 礼 与 尔 祢 万 仏

などの字体を見出す。〈中略〉しかし是亦尽支那本国に於て常用し来つた字体（或ものは却つて古体）である。（春日政治 1934 : 4 頁）

- (2) 奈良朝の文書類を見ると、文字を省略することは已に相当見え出している。〈中略〉

今一例として仏教関係の文字について見ると、正倉院文書の中に於て仏（佛）・并（菩薩）・并（涅槃）などは屢々見る所であるが、之は仏教関係の語であつて、無論支那から渡つた略字若しくは符号である。加之仏者が書写の際に簡易な文字を仮借し、若しくは省文したことは亦天平文書に見える所である。（春日政治 1934 : 6 頁）

- (3) また大宝戸籍帳には、推古朝—この期の漢字字体は日本人が勝手に改変したものはほとんどないという—とは異なつて、〈寸（村）・ム（牟）尔（爾）・弥・万・仏・与〉などがみられる。（杉本つとむ 1978 : 20-21 頁）¹¹

- (4) 抄物書というのは、多くの場合、二字の熟語を簡略に書く場合を言うのであって、（略）この古い例は、すでに平安時代初期（九世紀）から見えており、東大寺諷誦文稿（830 年ごろの書写と見られる、法会の際に用いる説教や文章の下書きと見られるもの）には、次のような例がある。

并（菩薩） 并（涅槃）

大体この文献は、清書本ではなく、草案のようなものらしいから、略字体も少なくない。无（無） 仏（佛） 礼（禮） 乱（亂） 〈以下略〉（築島裕 1988 : 231-232 頁）

ここでは正倉院文書等における「仏」字体の例が挙げられ、やはり上代・中古より「仏」字体が用いられていたことは明らかであるが、これらの指摘は主に仏教関係の文献に

11 ここで挙げられている「大宝戸籍帳」の例が具体的にどの戸籍帳のどの部分を指しているかは不明である。筆者は正倉院文書の大宝 2 年戸籍（続修第 2～6 卷所収）を参照したが、杉本（1978）に例示される他の「寸（村）・ム（牟）尔（爾）弥・万」の字体は比較的容易に確認できたのに対し、「仏」は見出すことができなかった。

偏っているようである。仏書において「佛」という字種が頻用され、それ故に筆記労力の削減を意図して「仏」字体も頻用されたということは容易に推測できるが、その一方で仏書以外の資料において「仏」字体がどのように使用されたのかという疑問はなお残る。つまり「仏」字体の使用状況について、文字使用者（筆写者）の位相差が反映された「位相字体」か否かという観点から、改めて問い直す必要があると考える。

2.2 その他の字種について

以上は「佛」字種に関する記述であったが、同じ旁を持つ「拂」等の字種についての言及はない。しかし前出の張（1995）では「日本漢字“拂”作“払”」とし、「払」が日本製の略字であるという見方を示している。

山田忠雄（1958）は当用漢字の新字体について中国の『宋元以来俗字譜』、及び近世日本の異体字研究資料を調査しているが、これによれば「仏」「払」の字体はいずれも『宋元以来俗字譜』には掲出されず、日本の異体字資料『倭楷正訛』（太宰春台 1753）『省文纂攷』（松本愚山 1799）『古今字様考』（松井峯山 1861）の3本に示されている。このうち『倭楷正訛』では「仏」を「華人」所_レ為_ル省文、「払」を「倭俗」所_レ為_ル省文として、やはり「仏」を中国製、「払」を日本製の略字であるとしている。

なお同じく「弗」を構成要素に持つ「費」「沸」の2字種は、「仏」「払」と同様に当用漢字に採用されたものの、「弗」の部分が「ム」に置換されることはなく、字体の不統一が生じた。これについては、「沸」の旁を「ム」とする字体が一般的でなく、また「費」は「員」の異体「負」との重複を避けたことが理由とされる（林大 1963、笹原宏之 2003）。

本章では、「佛・拂」以外の字種にも「ム」という省略法が応用されることがなかったのか否かという点についても、確認しておきたい¹²。

3. 調査方法

3.1 調査対象字種・資料

調査対象字種は、現在常用漢字に含まれる「佛・拂・沸・費」の4字種を原則とするが、その他の「弗」を構成要素に持つ字種についても取り上げることとする。

調査対象とする資料については、「仏・払」という略字が江戸中期・後期には既に知られていたことが明らかであるため、近世前期（1700年頃）を一往の下限として、主に本邦の古辞書・典籍・記録等の文献における使用字体を調査する。

3.2 字体の分類方法

「佛」等の字種について、今回の調査範囲における使用字体（構成要素「弗」の字体）は、以下のように分類できる。

12 「沸」の旁を「ム」とする字体については、山田忠雄（1958）が節用集の写本（印度本）で確認したというが、この写本については未確認。また 1965～75 年頃に使用された略字にどのようなものが存在するか示した蜂矢真郷（2008）でも「対象年代以前から、一般的に用いられていたもの」として「沸」の略字を挙げるが、いつ頃から使用されたものかは不明である。

A:「弗」(またはその変形)とするもの

佛 (延慶本平家物語) 費 (慶安4年版真草二行節用集) 併 (祇園物語)

B:「ム」とするもの

仏 (観智院本類聚名義抄) 招 (日本永代蔵)

HNGの文献等から分かるように、中国において長らく標準字体と見なされていたのはA類であるため、B類をそれに対する略字として扱う¹³。

本章は、「弗」の部分「ム」と省略されているか否かという点に着目するため、一点一点の微細な差異については問題とせず、字画に崩しや不明瞭な部分が見られたとしても、A・Bどちらかに分類する。例えば上記の『祇園物語』は字画の崩しが大きく、傍の字体も厳密には「弗」とはやや異なるが、明らかに「ム」ではなく「弗」の変形と考えられるため、A類として扱うことになる。

4. 調査結果

4.1 字書・字様書の記述

まずは「佛・拂・沸・費」4字種について、中国の字書(韻書含む)や字様書における掲出字体を表3-1に纏めた。見出し字として掲出のある場合は○、ない場合は×を記した。

表で※印を記したのは、同形の字が掲出されていたが調査対象字種とは異なるものである。例えば『集韻』に掲出の「𠂔」は「員」の異体字と見られ(音「于灌切」、義「物數也」)、「費」ではない。『四声篇海』の「𠂔」は「方犯切 取也」とあり、「拂」とは別字種である。このような例を除けば、B類字体が掲出されるのは『五音類聚四声篇海』『字彙補』等に至ってからであり、字種も「佛」に限られている。「仏」字体は6世紀には既に用いられていたはずであるが、字書上に掲出されるのは後年のことになる。

続いて日本で編纂された漢字字書についても、同様に以下の表3-2に纏めた。

日本の字書の見出し字については観智院本『類聚名義抄』にB類「仏」の掲出があるのみで、ここでは「仏」は「俗佛字」、さらに「又見別字」ともされるが、何を典拠として「俗」という字体註記を与えたのかは不明である¹⁴。この他の字書にB類字体の掲出は無く、日本の字書も中国字書と同じく、原則としてB類字体が掲出され難いと言える。

13 張涌泉(2003)の字源説を取った場合、「仏」という字体が単純に省力を企図して生み出されたものとは言いきれないが、単に避諱のみを目的としたのなら、例えば人偏に「某」を付した「𠂔」のような字体を使用しても良いはずである。それにも拘らず画数の少ない「仏」字体を採用したことには、やはり省力化という意識が存在したのではないかと思われる。

14 他の改篇本系の類聚名義抄は、蓮成院本(鎮国守国神社本)では観智院本と同一の記述であったが、高山寺本では「仏」は見出し字としての掲出ではなく、「佛」の註として示されるのみである。

表 3-1 中国字書・字様書

資料	成立年代	佛		拂		沸		費		備考
		A	B	A	B	A	B	A	B	
正名要録 (S. 388)	600 年頃	×	×	×	×	×	×	×	×	
群書新定字様 (S. 388)	初唐	×	×	×	×	×	×	×	×	
干祿字書(文化 14 年和刻版)	774 年以前	×	×	×	×	×	×	×	×	
五經文字(文化 7 年和刻版)	776 年	×	×	×	×	×	×	×	×	
竜龕手鏡(高麗版、宋版)	997 年頃	○	×	○	×	○	×	○	×	
大広益会玉篇(沢存堂本)	543 年成(玉篇) 1013 年校刊	○	×	○	×	○	×	○	×	
集韻(述古堂影宋鈔本)	1039 年	○	×	○	×	○	×	○	※	
四声篇海(成化版)	1208 年成 1467 年校刊	○	○	○	※	○	×	○	×	仏「西域聖人有六通也」
字彙(寛文 11 年和刻版)	1615 年	○	×	○	×	○	×	○	×	
字彙補(康熙 5 年版)	1666 年	○	○	○	※	○	×	○	×	仏「與佛同」
正字通(三畏堂本)	1671 年初刊	○	○	○	×	○	×	○	※	仏「古文佛字」
康熙字典(同文書局版)	1716 年	○	○	○	×	○	×	○	※	正字通を引用

表 3-2 日本字書

資料	成立 / 刊写年代	佛		拂		沸		費		備考
		A (佛)	B (仏)	A (佛)	B (仏)	A (佛)	B (仏)	A (佛)	B (仏)	
高山寺本 篆隸万象名義	9 世紀成 1114 年写	○	×	○	×	○	×	○	×	
天治本 新撰字鏡	900 年頃成 1124 年写	○	×	○	×	○	×	○	×	
観智院本 類聚名義抄	1100 年頃成 鎌倉中期写	○	○	○	×	○	×	○	×	仏：「俗佛字又見別字」
天文本 字鏡鈔	鎌倉前期成 1547 年写	○	×	○	×	○	×	○	×	
寛元本 字鏡集	鎌倉前期成 江戸後期写	○	×	○	×	○	×	○	×	
篇目次第	室町中期写	○	×	○	×	○	×	○	×	
米沢本 和玉篇	室町末～江戸写	○	×	○	×	○	×	○	×	
落葉集小玉篇	1598 年刊	○	×	○	×	○	×	○	×	
夢梅本 和玉篇	1605 年刊	○	×	○	×	○	×	○	×	

なお図書寮本類聚名義抄は、主に単字を掲げる観智院本とは体裁が異なるため表2には含めなかったが、見出し語に「佛」字種の使用が7例認められた（「人」部の箇所が残存しないため「佛」単字の項はない）。見出し語の字体はいずれもA類「佛」であったが、このうち「憚薩阿竭阿羅訶三邪三佛」の註記部分でB類「仏」が使用されているのを確認した。ここでは、見出し字と註記との間に字体意識の差があったものと考えられる。

4.2 言語辞書類

続いて中世以前の言語辞書（単漢字でなく種々の語句を掲出する形式の辞書）の見出し語について、使用字体を調査した。詳細は以下の表3-3のとおりとなった。「佛」「拂」以外の字種は、結果としてA類以外の字体が殆ど現れなかったため、例数を「他」の欄に纏めて示すこととした（以下同じ）。

ここでは、いずれの字種もB類字体が全く現れない結果となった。色葉字類抄（二巻本・三巻本）・下学集・節用集の場合は、収録語彙において「佛」字種の使用頻度がそもそも高くなく、略字「仏」を使用する必要性も低かったと思われる。しかし[2]大東急本伊呂波字類抄や[12]元亀2年本運歩色葉集のように「佛」字種の掲出が多

表 3-3 言語辞書（見出し字のみ）

資料名	刊写年代	佛		拂		他		備考
		A	B	A	B	A	B	
[1] 前田本 色葉字類抄	院政期～鎌倉写	1		1		3		
[2] 大東急本 伊呂波字類抄	室町前期写	23		10		8		
[3] 筑波大本 下学集	室町中期写	1		2		1		
[4] 増刊下学集	文明頃写	2		4		1		註記に「仏」有
[5] 温故知新書	15世紀末写か	2		5		4		
[6] 明応5年本 節用集	1496年以前写	2		5		2		
[7] 黒本本 節用集	室町中期写	1		4		2		
[8] 広本節用集	16世紀初写か	8		6		18		
[9] 正宗文庫本 節用集	室町中～後期写か	2		6		2		註記に「仏」有
[10] 二巻本 色葉字類抄	1565年写	3		3		2		
[11] 経亮本 節用集	1565年以降写	7		6		5		註記に「仏」有
[12] 元亀2年本 運歩色葉集	1571年写	30		3		6		
[13] 春林本 下学集	室町末期写	2		2				
[14] 饅頭屋本 節用集	室町末期刊	4		5		2		
[15] 天正18年本 節用集	1590年以前刊	6		4		2		註記に「仏」有
[16] 易林本 節用集	1597年刊	9		5		3		

い資料においても、全て A 類字体に統一されていることを考えると、辞書類の見出しにおいて B 類字体は使用しにくい字体であったと見るべきである。

一方で『節用集』諸本では伊勢本の原態に近いとされる [9] 正宗文庫本を初め、[4] 増刊下学集 [11] 経亮本 [15] 天正 18 年本でも、見出し語でなく註記部分に「仏」B 類字体が使用される箇所がある (図 3-1)。既に「仏」字体が通行していたことは間違いないが、見出し語は全て A 類字体であり、見出しと註記部分との字体意識の差が反映されたものと見られる。

以上は主に中世以前における古辞書について述べたが、近世以降には、字画の崩しが多い行草書体の体系によって表記されるものや、楷書 (真) と行草書 (草) の体系を併記するいわゆる「二体節用集」が多く現れる。こうした近世辞書における使用字体は、以下表 3-4 のように纏められる。

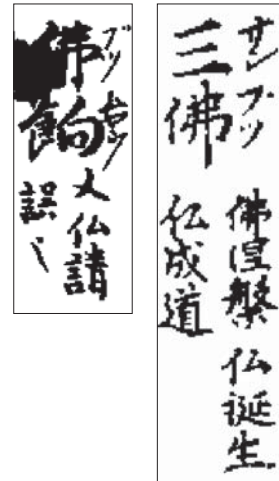


図 3-1 正宗文庫本 (左)
天正 18 年本 (右)

表 3-4 行草体辞書・真草二体辞書¹⁵

資料名	刊写年代	真			草			備考
		佛	拂	他	佛	拂	他	
		A B	A B	A B	A B	A B	A B	
[17] 落葉集 (本編)	1598 年刊				3	3		
[18] 慶長板行書本 節用集	慶長年間刊				7	2 5	3	
[19] 慶長 16 年版 節用集	1611 年刊	8	6	4	6	2 6	4	
[20] 和漢通用集	元和・寛永頃写				2	3	4	註記に「仏」有
[21] 寛永 4 年版 真草二行節用集	1651 年刊	6	4	4	5	1 4	4	
[22] 新刊節用集大全	1680 年刊	34	8	15	8	26 8	15	
[23] 頭書増補節用集大全	1694 年刊	5	5	2	5	5	2	
[24] 頭書絵鈔大広益節用集	享保年間板	12	3	2	12	3	2	

15 [17] 落葉集は節用集とは異なるが、崩し字・平仮名書き辞書の嚆矢というべきもので、表 3-4 に含めた。また [20] 和漢通用集は系統上は古本節用集 (印度本弘治 2 年本類) に含まれるが、旧来の写本とは異なり行草書体・平仮名書きの体裁を採るものとして、表 3-4 に含めた。なお [18] は大空社『節用集大系』第 2 巻に影印のもので、刊記等が無く「慶長板行書本」の称は外題に拠るが、収録語彙・排列は易林本とほぼ共通であり草書易林本の一種と見られる。

ここに至って辞書の見出し字にもB類字体が現れるようになったが、B類字体が用いられるのは「草」の体系のみであって、「真」の体系では依然としてA類に統一されている。

また「草」のみに着目しても、慶長期の刊本とそれ以降の刊本とでは字体の出現状況が異なる。[18] 慶長板行書本節用集の段階では「佛」字種の一部（9例中2例）に限られていたB類字体が、17世紀後期の[22] 新刊節用集大全では大きく使用頻度を上げ（34例中26例）、またそれ以降「拂」字種にもB類字体の使用が拡大していることが分かる。[20] 和漢通用集の見出し字は全てA類となったが、註記においては「仏」B類字体が頻出しており、B類字体が見出し字よりも註記部分において使用されやすいという現象を、ここでも確認することができる。

以上のように古辞書の上では、「仏」B類字体が見出し語よりも註記部分において出現しやすいという使用場面による差異、また時代が下ると見出し語にもB類字体が使用されるようになるという変化が見られる。古辞書類の編纂者・書写者が必ずしも明らかでなく、書記者の位相差については不明であるが、少なくとも近世以降の節用集の見出しにB類字体「仏」「払」が記されているということは、仏家に限らず当該の字体が広く認知され使用されていたと見て良いであろう。

4.3 古典籍・古記録等の使用字体

〈1〉上代木簡（木簡画像データベース）

本節以降は辞書以外の資料について、実用された字体の例を確認するが、まずは上代の木簡資料に使用された字体を確認しておく。

奈良文化財研究所が公開している木簡画像データベース（「木簡庫」）によって使用字体を確認すると、「拂・沸・費」字種については用例がなく、「佛」字種12件の検索結果を得た。このうち1件は傍の部分が闕損しているため判別が不能であるが、その他はA類と思しき例が7件、B類が4件となっている。B類字体のうち1件（図3-2）は長屋王家木簡のひとつ（木研12-22頁-3）で、文面に「仏造帳内一人米一升」とあり、帳内（従者）に支給する物品を記した伝票木簡の類と見られる。必ずしも仏教関係とは言えないような文書木簡において「仏」B類字体が認められることになるが、全体の書例数から言えばA類の使用が主流であったと言える。



図3-2

〈2〉古文書（東寺百合文書）

さらに書記者の位相を考える上で有用なのは、古文書などの転写を経ていない一次資料である。ここでは、京都東寺伝来の「東寺百合文書」を例に取り上げる。この文書群の資料の多くは現在ウェブ上で具に画像を閲覧することが可能であり、また『平安遺文』『鎌倉遺文』にも所収されているためデータベースでの検索が容易であるという利点がある。

ある¹⁶。

まず「仏」字種が用いられている平安遺文所収の東寺百合文書のうち、実際に画像を確認できた資料は、差出人から判断して以下の通り分類できる¹⁷。

仏家の手に成る文書（差出人が個人又は複数人の仏家）…27 点

非仏家の手に成る文書（差出人が仏家以外）…21 点

他（差出人不明、仏家・非仏家の連名）…2 点

このうち「佛」字種の B 類字体が用いられた資料は、

仏家の手に成る文書…27 点中 16 点 A 類：B 類＝ 29 例：46 例

非仏家の手に成る文書…21 点中 3 点 A 類：B 類＝ 26 例：3 例

となった。これらの非仏家の文書のうち康和 5 年〈1103〉9 月 7 日「伊勢国大国庄田堵等解案」（この文書は B 類字体「仏」を 1 例用いている）を除けば全て公家によるものと見られるが、こうした公家等の文書と比べれば、仏家による「仏」B 類字体の使用頻度が明らかに高い結果となっている。なお「拂」は 1 例、「費」は 6 例確認できたが、いずれも A 類字体であった。

差出人が全くの不明、或いは仏僧・俗人の連名になっているものは以下の 2 点である。

表 3-5 仏僧・俗人連名または不明

文書名	年月日	西暦	差出人	佛	仏
真言院後七日御修法本供料支配状案	延久 3/x/x	1071			1
比丘尼下野氏田地寄進状	元暦元 /9/10	1184	比丘尼下野 嫡男物部正友	2	

しかし延久 3 〈1071〉年の「真言院後七日御修法本供料支配状案」は供料の米や油等をどこに分配するか示した支配状（案）であるので、寺院内部の者が記したものであろうとする推測も可能である。そのような文書で B 類「仏」が用いられているという点は注視すべきであろう。

続いて『鎌倉遺文』所収の百合文書で見ると、以下の通りとなった。

仏家の文書…96 点 うち B 類「仏」使用 32 点 A 類：B 類＝ 122 例：43 例

16 検索は東京大学史料編纂所「平安遺文フルテキストデータベース」「鎌倉遺文フルテキストデータベース」を利用したが、年代が不明な文書は除く。

17 必ずしも差出人名義と実際の書記者が同一であるという確証はないが、差出人と全く社会的位相の異なる人物が代筆するということも考えにくく、ひとまずは差出人の位相を以て書記者の位相と見なすこととする。また沙弥（出家者だが具足戒を受けていない者）も仏家に含める。

表 3-6 差出人不詳の文書（鎌倉遺文東寺百合文書）

文書名	年月日	西暦	差出人	佛	仏
備中国新見庄領家方奥村分正検畠取帳案	文永 8/2/28	1271	公文田所御使		8
若狭国太良庄後納米支配状	建治 2/2/17	1276			2
若狭国太良庄後納米支配状	建治 3/11/20	1277	公文代		1
若狭国太良庄後納米支配状	弘安元 / 閏 10/24	1278	公文代		1
若狭国太良庄早米支配状	弘安 2/8/24	1279			1
若狭国太良庄運上米支配状	弘安 2/10/25	1279			1
若狭国太良庄年貢米支配状	弘安 2/12/13	1279	公文		2
若狭国太良庄年貢米支配状	弘安 4/9/22	1281	公文	1	
伊予国弓削島庄年貢塩支配状	弘安 5/1/22	1282	公文		1
若狭国太良庄未進年貢米支配状	弘安 6/2/2	1283	公文		1
若狭国太良庄早米支配状	弘安 6/9/20	1283	公文		1
若狭国太良庄供料米支配状	弘安 6/11/24	1283	公文	1	
若狭国太良庄年貢米支配状	弘安 9/11/25	1286	公文	1	
安芸国新勅旨田年貢等支配状	正応 6/4/3	1293	公文	1	
大和国平野殿庄百姓等重申状案	永仁 2/3/x	1294			1
東寺書下案	永仁 5/8/22	1297		2	
丹波国大山庄公田二十五町結解状	永仁 5/12/x	1297		6	
丹波国大山庄貫首分年貢散用状	永仁 6/6/x	1298		2	
大和国平野殿庄雑掌重申状案	永仁 6/11/x	1298		1	
若狭国太良庄預所申状案	正安 3/6/x	1301		1	
新寄進田年貢米支配状	嘉元 2/11/x	1304		2	
新寄進田所当米支配状	延慶元 /10/20	1308			3
安芸国新勅旨田雑掌頼有申状案并具書案	応長元 /6/x	1311		1	
丹波国大山庄雑掌陳状案	応長元 /9/x	1311		1	
丹波国大山庄雑掌陳状案	正和元 /4/x	1312		2	
丹波国大山庄雑掌重陳状案	正和 2/5/x	1312		3	
若狭国太良庄早米支配状	正和 2/10/16	1312		1	1
若狭国太良庄早米支配状	正和 6/10/21	1316	預	2	
八条院々町地子帳	元応元 /6/x	1319		3	
山城国上久世庄内名主職宛行状案	元亨 3/1/20	1323	地頭代判		2

表 3-7 俗人と見られる公文職

文書名	年月日	西暦	差出人	佛	仏
若狭国太良庄年貢米支配状	文永 2/11/11	1265	公文(真行房定宴)		1
若狭国太良庄未進年貢米支配状	弘安 2/3/25	1279	公文法師		3
安芸国新勅旨田公文職補任状案	正応 11/2/29	1298	公文大法師聖賢	1	
東寺契約状	徳治 3/4/3	1308	公文大法師	1	
伊予国弓削島庄名田方田畠塩浜分年貢等済物注文	正和 2/4/x	1313	公文僧寛慶		1
若狭国太良庄早米支配状	正和 2/10/21	1313	公文僧	2	
若狭国太良庄年貢米并年貢代銭支配状	文保元 /12/19	1317	公文僧	1	1
伊予国弓削島庄納用途支配状	元亨元 /6/15	1321	僧公文	1	
伊予国弓削島庄あみの用途支配状	元亨 3/6/4	1323	僧公文	1	
大和国平野殿庄年貢米支配状	元亨 4/11/20	1324	僧公文	2	

表 3-8 仏僧と見られる公文職

文書名	年月日		差出人	佛	仏
備中国新見庄惣検作田目録	文永 8/7/x	1271	公文大中臣重高	3	
安芸国新勅旨田損得検注馬上帳	永仁 4/12/x	1296	公文佐伯清基		2
最勝光院領庄園目録案	正中 2/3/x	1325	公文左衛門少尉大江	4	4

非仏家の文書…50 点 うち B 類「仏」使用 6 点 A 類 : B 類 = 53 例 : 12 例

差出人不詳…31 点 うち B 類「仏」使用 15 点 A 類 : B 類 = 31 例 : 26 例

仏家・非仏家の連名…16 点 うち B 類「仏」使用 9 点 A 類 : B 類 = 13 例 : 11 例

平安遺文の百合文書と比べ極端な差異は現れなかったが、非仏家の文書における B 類字体の割合 (65 例中 12 例、約 18.5%) は仏家 (165 例中 43 例、約 26.0%) と比べ低くなっていると言えるであろう。文書数で見ても、B 類字体を使用する文書は非仏家 50 点中 6 点 (12%) に対し仏家 96 点中 32 点 (約 33.3%) であり、仏家のほうが B 類字体「仏」を比較的使用しやすい状況にあったと考えられる。

一方表 3-6 に示したように、差出人不明の文書も多く、これらは B 類字体の使用頻度も高くなっているが、その多くは年貢米等の支配状である。差出人に「公文」「公文代」と役職名のみが記されるものも見られる。

この「公文」という役職に着目すると、表 3-7 のように俗人と見られる人物名もいくつか見られるが、表 3-8 の通り差出人が仏僧であるものが多いことも分かる。

以上の点から見れば、差出人が明記されていない支配状等の場合も、仏僧が書記に携わった可能性は大いにあり、B 類字体「仏」が仏僧によって使用されやすいものであ

たとも考えられるのである。

なお鎌倉遺文の場合も、「拂」11例、「費」7例の書例を確認したが、全てA類字体であった。やはりこの時点では、「仏」B類字体の使用者であっても、他字種にまで略体化を及ぼしていないということになる。

〈3〉室町前期以前の典籍

以上、東寺百合文書における「仏」字の諸相を考察したが、古文書以外の典籍（説話、抄物等）や記録ではこれらの字体がどのように現れるであろうか。まずは、平安時代から室町時代前期（凡そ14世紀）頃までの典籍における使用字体について、表3-9に詳細を示す。表には書写者の情報等を併せて掲げた。

まず仏教関係の典籍について見てみると、[25] 東大寺諷誦文稿は先行研究（佐藤1975、築島1988）でも取り上げられていたが、ここでは「佛」字種80例全てがB類字体に統一されている。また[26] 興福寺本日本霊異記（904年）では「佛」21例中10例と、半数近くB類字体の使用が見られ、[29] 最明寺本往生要集もB類字体125例がA類49例を圧倒している。[30] 法華修法一百座聞書抄も「佛」字種ほぼ全て（172例中171例）がB類字体であった（他に「舍利弗」を「舍利ム」とした例があり、これをB類に含めたが、後述）。いずれも具体的な書写者は不明であるが、仏僧の手による書写の蓋然性は高い。他にも[28] 天理本日本往生極楽記（仁豪写、65例中20例）[36] 前田本日本霊異記（禅恵写、26例中8例）のように編纂や書写に仏僧が携わっている文献においては、比較的「佛」字種のB類字体の使用が多く見られると言える。

一方で公家による古記録（日記）について見てみると、そうした仏家の文献とはやや異なる傾向を示している。11～13世紀の古記録、例えば[27] 藤原道長自筆の御堂関白記（「佛」字種全12例中B類字体1例）、[34] 平信範の兵範記（院政期写本、25例中1例）、[40] 近衛兼経自筆の岡屋関白記（15例中0例）、[44] 近衛道嗣自筆の愚管記（14例中2例）等は、B類字体の使用頻度が非常に低いと言える。

但し同時期の公家日記であっても、[39] 藤原定家自筆の明月記（「佛」字種全22例中B類字体18例）のように、高い使用頻度を示すものもある。[38] 藤原宗忠の中右記（鎌倉期写本）でも「佛」字種37例中15例がB類字体となり、比較的高い使用頻度を示すが、これについては巻による偏りが大きい。今回の調査範囲においては、①寛治6年7月～9月記 ②嘉保2年2月～5月記 ③嘉保2年10月～12月記の3巻では全てB類字体に統一されていたものの、その他の巻ではA類字体に統一されていた。具体的な書写年次や書写者は不明であるが、各巻はそれぞれ同筆でないと見られる。

その他に特徴的なのは、往生要集の[29] 最明寺本・[35] 浄福寺本の両本である。『往生要集』はその性格上「佛」字種の使用頻度が高い文献であるが、最明寺本（巻上）はB類字体の使用頻度も高いものとなった（174例中125例）。一方で九条良経による書と伝えられる浄福寺本（平仮名書き）も、B類字体が全くないわけではないが、頻度としては比較的低く（251例中24例）、使用傾向の差異を認めることができよう。

以上から、非仏家の身分の者は「仏」B類字体を全く用いないというわけではないが（上代木簡も同様）、A類とB類どちらの字体を好んで用いるかは、個人によって大きく偏っているという見方ができる。この点において、非仏家の手に成る記録や写本は、

表 3-9 平安～室町前期の資料

資料名	刊写年代	佛		拂			他		備考
		A	B	A	B	他	A	B	
[25] 東大寺諷誦文稿	9世紀前期写		80				1		
[26] 興福寺本 日本霊異記 巻上	904年写	11	10				2		
[27] 御堂関白記 長保元-寛弘5年	平安中期書	11	1				2		藤原道長自筆
[28] 天理本 日本往生極楽記	1085年写	45	20						仁豪(延暦寺僧)写
[29] 最明寺本 往生要集 巻上	11世紀後期写か	49	125				4		
[30] 法華百座聞書抄	院政期写か	1	171				5	*1	*「舍利ム」(舍利弗)
[31] 鈴鹿本 今昔物語集 巻2, 5	院政～鎌倉中期写	135	1						
[32] 関戸本 三宝絵 巻中	1120年写	18	4						平仮名書、伝・源俊頼筆
[33] 打聞集 巻下	1134年写	32	6						栄源(延暦寺僧?)写
[34] 兵範記 久寿元-保元2年	院政期末期写	24	1						一部平信範自筆か
[35] 浄福寺本 往生要集 巻上	鎌倉初期	227	24						平仮名書、伝・九条良経筆
[36] 前田本 日本霊異記 巻下	1236年写	18	8						禅恵(仁和寺僧?)写
[37] 観智院本 三宝絵	1274年写	170	48	2			3		片仮名書、「三善朝臣」写
[38] 中右記 寛治6-嘉保2年	鎌倉中期写か	22	15	1					古写本
[39] 明月記 建久3, 7年	13世紀写か	4	18	2					藤原定家自筆(一部他筆?)
[40] 岡屋関白記 建長元年	13世紀書	15							近衛兼経自筆
[41] 深心院関白記 文永2, 5年	13世紀書	3	4	1					近衛基平自筆
[42] 鎌阿寺蔵仮名書妙法蓮華経 巻1, 2	1330年写	177	1						
[43] 知恩院蔵仮名書観無量寿経	鎌倉後期写	99	36						
[44] 愚管記 永和2-4年	14世紀後期書	12	2						近衛道嗣自筆

仏家が編纂・書写に携わった資料とはやや異質であると言える。非仏家に比べ仏家のほうが多くの文献・書記者に渡りB類字体「仏」を使用するという現象が、緩やかな傾向ながらも認められるのである。

なお「佛」のB類字体を頻用する者であっても、その他の字種についてはB類字体を使用しておらず、この時点では構成要素「ム」の使用は「佛」字種に限定されていた

と言える。「佛」以外の字種については、[30] 法華百座聞書抄に「舍利弗」を「舍利ム」と記した例が1例あり、「仏」字体からの類推によって「弗」を「ム」に置換えたと思われる注目すべき例ではあるが、この他の資料では全く例がない。今回の調査範囲では、あくまで個人的、当座的な字体使用と見なさざるを得ないであろう。

〈4〉室町中期以降

続いてさらに時代が下った室町時代中期以降の状況について、詳細を表3-10に示す。

この時期になると、「佛」B類字体がA類字体を上回る資料も珍しくなく、特に近世以降には仏家と直接の関連性のないような資料（例えば仮名草子、浮世草子の類）にもB類字体「仏」が現れるようになっていく。

さらに特筆すべきは、「拂」の字種にもB類字体「払」が現れるようになった点である。一往は室町中期以降の書写とされる[45] 神田本太平記が古い例であるが（図3-3）、同時期の資料では他に例を見ないようである。[54] 国会本玉塵抄においては「秉拂」を「秉弗」と表記した例があるが、ここでは略字として「払」でなく「拂」の偏を省いただけの「弗」が選ばれたことになる。



図3-3

その後17世紀後期の浮世草子刊本（[63] 諸艶大鑑、[64] 日本永代蔵 等）に至って、B類字体「払」が高い頻度で見られるようになっていく。この時期には既に、「仏」字体の筆写者による位相差は失われつつあり、より幅広い層において略字「仏」及び「払」の使用が広まっていたと言えるであろう¹⁸。こちら「釈」の場合と同じく、浮世草子等の刊本は漢字に振仮名が附されることも多く、「仏」「払」という字体を知らない者でも非略字体「佛」「拂」と容易に同定することができ、略字使用が拡大する要因の一つとなっていたのではないと思われる。

5. 「仏」字体使用の様相

以上の調査結果から考察すると、「仏」字体の使用状況の変遷について以下の通り纏めることができる。

- ①略字「仏」は6世紀中国の碑文等において既に用いられたが、日本にも夙に輸入され上代木簡に「佛・仏」両字体の使用が確認できる（位相差は不明）。
- ②平安～室町時代前期の日本においては、
 - ・仏僧が書記に携わった古文書や写本において広く略字「仏」の使用が見られる。一方で公家の手による古記録等では、略字「仏」を使用する者もないわけではないが、使用頻度は個人差が激しく、広汎に使用しやすい字体であったとは言い難い傾向にある。

18 但し近世に至っても、[59] 寛永版中華若木詩抄や[65] 片仮名本日本霊異記等のように、A類字体に統一された資料も存在する。これは文字使用者の位相差というよりは、書体・表記体（片仮名書き・平仮名書き）や刊写の形態（整版・活字・手書き）等の影響に依ることも想定される。この点についての分析は別途行いたい。

表 3-10 室町中期以降の資料

資料名	刊写年代	佛		拂			他		備考
		A	B	A	B	他	A	B	
[45] 神田本 太平記 巻 1, 2	室町中期以降写		6	1	2				
[46] 延慶本 平家物語 巻 1 本末	1420 年頃写	22	43	6					根来寺僧写
[47] 正徹本 徒然草	1431 年写	22	5						正徹写
[48] 書陵部本 源氏物語 桐壺-賢木	15-16 世紀初写	14	6						伝・三条西実隆写
[49] 大島本 源氏物語 桐壺-賢木	15-16 世紀初写	10	5						伝・飛鳥井雅康写
[50] 後法興院記 文正元-応仁 2 年	室町中期書	3		11					近衛政家自筆
[51] 後法成寺関白記 永正 3-5 年	室町後期書	2	1						近衛尚道自筆
[52] 玄玖本 太平記 巻 1, 2	室町末期写か	9		2					
[53] 京大本 論語秘抄	室町末-近世初期写	5	3	8					
[54] 国会本 玉塵抄 巻 1, 2	1597 年写	1	12	1	* 1				*「秉弗」(秉拂)
[55] 小城本 平家物語 巻 1-3	慶長頃写か	8	28	1			1		
[56] 書陵部本 宇治拾遺物語	江戸初期写か	14	30						
[57] 陽明文庫本 宇治拾遺物語	江戸初期写か	28	31						
[58] 祇園物語	寛永頃刊	24	54						
[59] 寛永版 中華若木詩抄	1633 年刊	12		1			1		
[60] 寛永 19 年 11 行本 可笑記 巻 1, 2	1642 年刊	4	9						
[61] 寛文 11 年版 ゑ入往生要集	1671 年刊	38	32						
[62] 好色一代男	1682 年刊	10							上方版
[63] 諸艶大鑑	1684 年刊	4	13		2				
[64] 日本永代蔵	1688 年刊	5	6	1	7				
[65] 片仮名本 日本霊異記	1714 年刊	16		1					
[66] 東大本 人天眼目抄	江戸中期写か	57	31	5	1				

- ・漢字字書・言語辞書の類には原則として掲出されない字体である。
- ・この段階では、どの資料においても「佛」以外の字種にまで構成要素「ム」の使用が拡大しているとは言えない。

③室町時代末期～江戸時代前期に至って、

- ・仮名草子や浮世草子の刊本等にも高い頻度で「仏」字体が用いられるようになる。
- ・節用集のような通俗的辞書の見出し語でも使用が認められる。

・「佛」だけでなく「拂」字種にも旁「ム」の使用が見られるようになった。

なお今回の調査範囲では、「佛・拂」以外の字種に関しては『法華修法一百座聞書抄』の「舍利ム」(舍利弗) 1 例を除き、B 類字体の使用を認めることができなかった。

以上のように、文献の成立や転写の事情には複雑な状況が想定されるものの、中古～中世前期(室町前期以前)において、少なくとも「仏家」対「公家」という対立において見れば、字体使用の傾向に差があると言えそうである。この点から、「仏」字体は位相字体的側面を持っていたと認めて良いのではないかと考える。

しかし江戸時代に至ると、仏家とは関連性の低いであろう資料でも「仏」字体は多く使用されており、従来位相字体であったものが一般的な略字へと変化しつつあったようである。それに伴い、「拂」の字種にも「ム」という構成要素による省略法を応用することが可能になったと見ることができる。

「仏」字体は、平安時代以前の日本において「佛」の異体字として仏家の間で広く使用されていた位相字体であったが、この段階では中国由来の「仏」字体を模倣して書くのみで、傍の「弗」が「ム」に省略されたという点に着目した分析が進んでいなかったと見られる。院政期の『法華百座聞書抄』に「舍利ム」の例がある以上、そのような発想が全くなかったとは言えないが、一般的に広まっていた発想とも言い難いであろう。

しかし室町から江戸時代の間位相字体としての性格が薄れ、「ム」の構成要素を他の字種にも応用できるようになったということは、より多くの人々の間で字体構造への意識や理解が深まっていったことを意味していると思われる。

どの時点で「位相差が失われた」と見るべきか判断するのは現段階では難しいが、室町・江戸時代の間を境にこうした変化が起きていたことは確かである。既に使用例の報告がある「拂」の B 類字体は、今回の調査範囲では認められず、きわめて使用頻度の少ない字体であったと見られるが、類推によって傍「弗」を「ム」に置換えることは可能になっていたのであり、さらに後の時代において「拂」字種にまで「ム」の使用が拡大したということも容易に推測できるであろう。

6. おわりに

以上、本章では「尺・釈」と同様、曾て「仏」の字体が位相字体的側面を持っていたという点を指摘した。勿論、使用字体は使用場面や資料の性格によっても左右されるものであるが、それを踏まえても仏家と非仏家との間に使用傾向の差があると考えられる。「尺・釈」の場合と比較すると、その位相差は比較的緩やかな傾向として存在すると言えよう。その他に想定される問題は、使用字体が語や文脈によって使い分けられるか否かという点である。今回の範囲では、語や文脈が字体使用に及ぼす影響は顕著には見られないが¹⁹、こうした点についても今後詳しく検討すべき課題である。

19 「佛」は説文解字にある「見不審也」(大徐本。段注では「仿佛也」)が原義であると思われる、観智院本類聚名義抄にも「ホノカナリ」の和訓があるが、日本の文献でこの義での使用は見られず、専ら梵語 Buddha の音写「ほとけ・ブツ」に関する義で使用される。その中でも例えば [43] 知恩院藏仮名書観経の場合、全体での「佛」字種の B 類字体は 135 例中 36 例(約 26.7%)であるが、「化佛」という語に限って見ると、B 類字体は 12 例中 9 例(75%)

本章では「仏」字体を「位相字体」とする観点から分析を進めたが、どの程度の使用傾向の差異を「位相差」と認めて良いのかは、今後も精査する必要がある。これに関しては、従来「抄物書」と呼ばれてきた字体との関わりも重要になる。従来「釈」「仏」字体は通例として「抄物書」と見なされないようであるが、他の「抄物書」の使用状況によっては、「抄物書」という範囲を考え直す必要もあるのではないと思われる。こうした「抄物書」の内実について、次章で検討を加えることにする。

第四章 いわゆる「抄物書」の位相

1. はじめに

漢字の簡略化の手法の中に、「抄物書」という名称で呼ばれてきた一群が存在する。『日本国語大辞典』（第2版）では、一往「僧侶などが書写などをする際に、頻繁に出てくる、漢字の字画を省略して書く書き方」という説明があり、その典型的なものとしては「菩薩」を「并」のように書く字体が挙げられる。これは、漢字の字画の省略という点において一般に言う「略字」に似るが、こうした「抄物書」と呼ばれる字体群の具体的な内実は明らかでないようである。

本章では従来の「抄物書」の認識やその種類について改めて確認するとともに、いわゆる「抄物書」の使用実態を明らかにし、一般的な略字と比較してどのような特徴を有するのか、その位置付けについて考察を試みる。

2. 従来の「抄物書」の認識

2.1 「抄物」と「抄物書」の意味

まずは「抄物書」の語構成に含まれる「抄物」（セウモチ・セウモツ）という語であるが、古く次のような用例が見られる（以下、傍線筆者。適宜濁点を補った箇所がある）。

- (1) 月ごろなかたゝがせんぞに侍人とのしをきて侍けるふみどもなどのいと侍りがたき所にてすてたるやうにて侍りけるを さすがに人のえとりうしなはで侍りけるをいと見つけがたくてとりいでゝ侍るいさいのふみのせうもち²⁰といふものみ給ふとてなん
(宇津保物語^(前田本) 蔵開上 10世紀末成)
- (2) 西南二竹ノツリタナヲカマヘテクロキカハコ三合ヲ、ケリ スナハチ和哥管弦往生要集コトキノ抄物ヲイレタリ
(方丈記^(大福光寺本) 1212年成)
- (3) 宝莊嚴院にて当座の詩歌合ありけるに 式部大輔永範卿月のかげに立いでゝ抄物をみて 楼台月映素輝冷 七十秋闌紅涙余 といふ秀句を作たりける
(古今著聞集^(書陵部本) 卷四・文学第五 1254年成)

となり、B類字体が用いられやすい特徴がある。しかしこれは他の資料にも全般的に見られる傾向ではなく、語によって字体の明確な使い分けが存在していたようには思われない。

20 この箇所は「取り出て侍る／いさい（委細）の書…」 「取り出て侍る／いさいく「るいたい（累代）」の誤」の書…」とする両説あり、日本古典文学大系（底本延宝版）では前者、新編日本古典文学全集（底本前田本）は後者の説を採る。いずれにしても「仲忠が先祖」が代々遺した記録等を指すと考えられる。

「抄物」という語は『漢語大詞典』に見えず『漢和大辞典』に古典漢籍の用例を見出せないことから和製漢語と思われるが、上記の例文のように「抄物」は何らかの書物（記録、詩歌、仏書等）の写本を広く指す語のようである。ここから転じて単なる写本でなく参考書や注釈書の類を指すこともあり、(2)(3)はそのような解釈も可能である。現在の日本語学分野で言う「抄物（ショウモノ）」（室町期五山僧、博士家等による漢籍や国書の講義手控・聞書・註釈等）は、“セウモツ”の一種と言えるが必ずしも同義ではない。

「抄物」に関しては、尊円法親王による書道書『入木抄』（1352年成）に次のような記述もある。

- (4) 当世文学の輩宋朝の筆体を模する間 公宴懷紙或は綸旨院宣等 頗異体不可然事也 又舊は旧 盧 此の約束の抄物字難用事也 聖教にも如此抄物字多之 菩薩は并等也 然而抄物之外不書之
 （前田本『入木秘書』〈1369年写〉「入木一芸本朝は異朝に超たる事」）

尊円法親王は宋の書風を批判しており、この箇所は日本人が宋風を模して文書（それも懷紙、綸旨といった格式高いものであろう）を記すことを戒めたものである。ここで「旧」「声」のような、言わば“略字”に当るものを「抄物字」と呼び、その使用についても戒めている。「抄物之外不書之」とあるように、正式の文書類でなく「抄物」で用いるべき字体という意味で、略字体全般を「抄物字」と呼んだと思われる。一方で「聖教にも如此抄物字多之」として「并」字を挙げており、当時から「并」が「旧」「声」とは位相を異にするという意識があった可能性もある²¹。

新井白石『同文通考』（正徳頃成立）は、「省字」の中に「メメ（シヤバ）」「并（ボサツ）」「并（サツタ）」「ヨヨ（エンガク）」を掲げ、「仏氏」の省字であると註釈を加える。「メメ」を娑婆、「并」を薩埵の略とするのは後掲の文献から見れば疑わしいが、「并」等を仏家の位相字体とする認識は確かにあったようである。但し同著では「抄物書」という呼称は用いていない。

では「抄物書」という語はいつごろ出現したかと言えば、精確には不明であるが、少なくとも江戸時代中期・後期には学僧や学者の間で用いられた例がある（下記①②）。

①文雄（1754）『和字大観抄』

仏家に用ひ来る。抄物書と云物あり。抄物とは。書籍を抜書するを云なり。早く写すために。略字を作り。

メノ 声聞 ヨヨ 緣覺 ササ 菩薩 并 菩提 花 煩惱 〈以下略、全 83 項目〉

知らざれば甚よみがたし。しばらく其大概を記すのみ。（巻下 23 丁裏-24 丁表）

21 群書類従本等、「菩薩は并 菩提は并等也」とする本もある。最古の写本である前田本に「菩提」の記述はなく後世の補筆と思われるが、「并」と「并」が似た性質を持った字体として捉えられていたことが窺われる。

著者文雄は浄土宗の僧侶であるが、ここでは「仏家に用ひ来る」として、「声聞」「菩薩」「菩提」を始めとする二字熟語（多くは梵語由来の仏教用語）の例を挙げている。その他に単字の省画例（厂〈歷鴈〉・广〈摩魔磨〉・𠂇〈龍〉等）もあるが、中には「𠂇（亦）」「𠂇（歟）」のように仏家に限らない崩し字と思しき例もあり、何を基準として「抄物書」と見なしているか一定しない。また「その大概を記すのみ」ということから、「抄物書」が他に存在することも示唆される。このような点から鑑みて、著者は特定の字や語句に限定して「抄物書」と称したわけではなく、仏家特有の字体に限らず自ら所用する略字・崩し字の類を多く列挙しようとしたのではないと思われる。

なお松本愚山『省文纂攷』（1803）において「仏藏省文用𠂇𠂇𠂇𠂇ノ体𠂇𠂇類」として挙げられている字体群は、本著の「抄物書」と共通するものが多いようである。

②山崎美成（1828）『文教温故』

仏家に古来より用ふところの省字あり。抄書に便ずるなり。莖^{華台} 𠂇^{仏頂} 𠂇^{林泉} 𠂇^{西仏} 𠂇^{金剛} 𠂇^{安忍} 𠂇^{最義} 此等の字見^{テリ}天台家阿弥陀坊抄^ニ等。皆私^ノ作字なり。仏者の書此類多し。これを抄物書といひ伝宗の時^キ文字を省き筆を勞せず。又^{サ、テン}并^{菩薩} 𠂇^ノ𠂇^{声ノ} 𠂇^聞 ヨヨ^ヨ 𠂇^{縁覺} 七火^記 𠂇^繁 𠂇^{煩悩} これらみな僧徒の書写に便ならん為に作れるものなり。天文年間鈔本の沙石集に懺悔を^ト 地獄を土犬 髑髏を骨骨 華嚴を^ハ 作れり。此類すべて書写繁劇なるとき勉て簡便に従ふのみ。

（巻下4丁表）

著者山崎美成の家業は薬商であって仏僧ではない。つまり①とは異なり仏家の外の視点から見た「抄物書」であると言えるが、ここでは「仏家に古来より用ふところの省字」「仏者の書此類多し」と説明し、やはり仏家によって書かれた省略を指して「抄物書」と呼んでいるようである。しかも二字熟語の省略例のみを挙げており、単字の省略については触れていない。

この後、近代以降の国語学関係の研究でもいくつか言及がある。

③春日政治（1934）『片仮名の研究』

今一例として仏教関係の字について見ると、正倉院文書の中に於て仏（佛）・并（菩薩）・并（涅槃）などは屢々見る所であるが、之は仏教関係の語であつて、無論支那から渡つた略字若しくは符号である。加之仏者が書写の際に簡易な文字を仮借し、若しくは省文したことは亦天平文書に見える所である。〈中略〉日本霊異記は平安朝のものであるが、その現行本に仏・并などは勿論のこと、尺（釋）・余戈（餘歳）・炎（涅槃）・广（魔）・并（菩提）などの見えるのは亦仏者の手法であつて、早く表れたことのやうに考へられる。蓋し仏教の用語はその音訳と訓訳とに拘らず、とにかく多画な文字が多いからであらう。かゝる手法は後世の抄物書きを馴致して、仏徒が今日までも使用してゐる所である。

（6-7 頁）

④小林芳規（1971）『中世片仮名文の国語史的研究』

漢字の字画を省略した字形を、音・義共にもとの漢字と同じに用いる方法は、平安初期の省画仮名考案以前に、奈良朝の文書類から見られ、その一端については春日政治博士の言及もある。平安時代に入っても、仏教の世界では、多画な文字が多いことから、特定の語について、抄物書が僧徒の間に盛んに用いられた。（59 頁）

③は、仏教関係の書に関していくつかの字体、それも熟語の略・単字の略双方を例示してはいるものの、「後世の抄物書きを馴致して」という書き振りからして、「抄物書」そのものの説明は行っていないことになる。また④も複数の資料から「抄物書」と称して様々な字体を列举するが（こちらも熟語・単字双方。詳細は後述）、「漢字の字画を省略した字形を、音・義共にもとの漢字と同じに用いる方法」というのは略字全般に言えることであって、春日政治（③）の言及を引いていることから見ても、畢竟「抄物書」の定義の説明にはなっていない。

⑤国語学会編（1980）『国語学大辞典』

「省文」（中田祝夫）

正式に書く漢字の字画の一部を省略して、簡略に書くこと。またその文字。省字（『同文通考』による）・抄物書に同じ。

本項では抄物書の例について①の文献を紹介しているが、省文・省字も抄物書も全て同類として説明するのが特徴である。一方同辞典の「略字」の項（林大）では

醍醐→西西、地獄→土犬の類や、菩薩→并、金剛→釧、図書館→圖の類がかつて用いられたが、これらは正字に対する略字というよりは、語の略記法と見るべきであろう。

とある。こちらでは「抄物書」という語は用いていないが、「西西」「并」というのは明らかに「抄物書」と見なされているものであって、これらを「略字」に含めないとする立場である。

⑥築島裕（1988）「漢字の書体・字体」（佐藤喜代治編『漢字講座1 漢字とは』）

古くは、文字を速く書記する場合には、行書・草書を用いたり、字画の簡単な略字を用いたりしたが、略字の中にも、さらに「抄物書」と呼ばれるものがあった。^{〈略〉}抄物書というのは、多くの場合、二字の熟語を簡略に書く場合を言うのであって、「菩薩」を「并」、「涅槃」を「并」、「醍醐」を「西西」と書くような類を言うのである。（231 頁）

同著は、「略字」の一種として「抄物書」を捉えているが、一方で二字熟語の省略を「抄物書」とし、単字の例（「仏」「广」「尺」等）は「略字」として区別するようである。ところが、この後の文に

小林芳規博士「中世片仮名文の国語史的研究」には、この時期の抄物書の例を多くあげている。就いて見られたい。(232 頁)

として小林芳規の論考(④)に言及する点を見ると、やはり熟語の略か単字の略かという「抄物書」の認識は一定していないと言える。

⑦杉本つとむ・岩淵匡編(1990)『日本語学辞典』

「抄物しょうもつ書しよ」

通用漢字として、〈𪛗(解)・𪛗(作)・ム(𪛗)・メ(義)〉など略体(省文)や〈抄物書しょうもつがき〉が用いられる。

「省文せいぶん」

〈抄物書しょうもつがき〉とは似て非。〈𪛗〉は〈釋〉の省文。〈尺〉は〈釋〉の抄物書である。抄物書は仏家に起源を持つもので後世は省文と概念的に混用するようになった。

本書では「抄物書」の項は立てられていないが、上記のように抄物(ショウモノ)に現れる字体として「抄物書」に触れるとともに、仏家由来の「抄物書」を「省文」(略字)と区別する立場を取る。「尺」を抄物書、「𪛗」を省文として区別する説明は興味深いが、先に述べたように「𪛗」も仏家由来と言うべきであるから、この区別は不正確ということになる。

⑧佐藤喜代治他編(1996)『漢字百科大事典』

「抄物書き」(佐藤武義)

省文・省字とも言う。僧侶などが速記するため、あるいは狭い場所を書くために、使用頻度の高い、特に字画の複雑な漢字の偏旁のみを主体にして簡略に書く書き方。まず、日本語の中で重要なものは、片仮名の成立が該当する漢字の省略による点で、抄物書きの中に入る。古辞書・音義類の「𪛗・六(=音)」「谷(=俗)」「𪛗」も同様である。僧侶が経典を速記するために、「𪛗𪛗(=菩薩)」「𪛗𪛗(=懺悔)」「𪛗 丁(=灌頂)」「女女(=娑婆)」「ヨヨ(=縁覚)」「メメ(=声聞)」「尺迦(=釈迦)」「閻广(=閻魔)」「土犬(=地獄)」のように、仏教用語を簡略にして書くものが抄物書きとして知れている。(23 頁)

この記述は、片仮名や古辞書の註記についても言及しており、「抄物書」を極めて広く捉えているが、その中でもやはり仏教用語の熟語の省略例が挙げられる(但し「尺迦」「閻广」は事実上単字に対応する省略である)。また「偏旁のみを主体にして簡略に書く」というのは、必ずしも全ての例に当てはまるわけではない。例えば「𪛗」「𪛗」のようなものは一見して字源が理解しがたく、「尺」は同音(類音)の仮借と見るべきである。

⑨笹原宏之(2003)「異体字とは」(笹原宏之・横山詔一・エリク＝ロング『現代日本の異体字』)

日本で主に中世に行われた儒教や仏教、漢詩などについての講述では、抄物(手控

えやノート）に書写する際に、狭いスペースに手早くメモを書き込む必要があった。そうした位相では省略された表記法や字体が見られる。それを抄物書きと呼ぶ。古くからの略字・省文を採用したものと、新たに創作したものがある。（40 頁）

この記述では「日本で主に中世に行われた儒教や仏教、漢詩などについての講述」の「抄物（手控えやノート）」に用いるものを「抄物書」としているが、ここでの「抄物」はいわゆるショウモノのことであろう。これは⑦の認識とも関連するところがあるが、既に述べたように「抄物書」の抄物とは必ずしもショウモノでないと見るべきであり、同著の説明では語弊があると思われる。しかし「抄物書」として

广（鹿・摩・魔） 尺（釋（釈）） ササ（菩薩。俗に「ササ菩薩」と言う） メメ（聲（声）聞）

を例示しており、これらは従来「抄物書」と認識されてきた字体と同等である（但し「广」を「鹿」の略とする記述は他に見えない）。

⑩鳩野恵介（2017）「形からみた漢字」（沖森卓也・笹原宏之編『漢字』）

略字は、筆記上の便宜、あるいは読みやすさを向上させるため筆画を省いたものを指す。「数」の例でみたように、草行書などの崩し字に由来するものも多い。^{〈略〉}

なお略字は、「闘」に対する「斗」、「歳」に対する「才」など、正式でない代替字をいう場合もある。

^{〈脚注〉} 日本の中世期の講述筆記にみられた「井」（菩薩）や「广」（魔・摩など）は「抄物書き」といい、ふつうここには含めない。（33 頁）

「中世期の講述筆記」というのは⑨の説明に似るが、熟語の略「井」と単字の略「广」を共に「抄物書き」の例として挙げ、略字に含めないとする点が他の記述と異なる。「略字」と「抄物書き」とを区別すべきという意識の表れと言えるが、これ以上の説明はなく、何を以て区別するかは明確でないとも言える。

2.2 問題の所在

以上見たように、「抄物書」の定義の説明はどれ一つとして一致するものはなく、明確な定義を与えることは困難であるが、以下のような特徴を挙げることはできる。

第一には、「抄物書」とは字体の省略法の中でも、仏家によって書された文献において用いられるものを指すと言える。「抄物」という語は元来写本や註釈書等を広く指したものであったが、近世の「抄物書」という語になると、「仏家によって用いられた略字」という認識が強くなっていることが読み取れる。恐らくは、仏家の内部で「抄物」に用いられるような略字を広く「抄物書」と称してきたものを、仏家以外の学者によって紹介されたことで、比較的狭い範囲の字体が「抄物書」と認識されるに至ったのではないかと思われる。

第二に、「抄物書」の実例として、熟語を略記した例（「菩薩」「菩提」「涅槃」等）が挙げられることが多い点も注目される。特に「井」「女女」「卍」「ヨヨ」といったものは、

熟語の両字に共通する字体構成要素を意図的に抄出しているようにも見え、文字遊びのような要素もあったかもしれない。これらは、例えば単字の「娑」や「悔」を「女」「忄」と書くことはないと見られ、特定の熟語のみに対応した略記と言える。仮にこうした熟語の省略のみを「抄物書」と呼ぶことにすれば、それは単字の省略（一般に言う略字）とは截然と区別されることとなり、「抄物書」の定義は明快になる。一方で「抄物書」に単字の省略を含める認識が存在するのもまた事実であって、立場は様々である。これについては、筆者は次のような立場を取ることにする。

確かに単字の略記と特定の二字熟語に対応する略記を区別するという認識が働くのも当然ではあるが、二字熟語の略記であっても、例えば「菩薩」という表記が規範的な表記法として存在し、「井」がそれに対応する画数を減じた字体であるということは、原理や機能から見れば一般に言う略字と共通点がある。したがって、単字の省画か熟語の略記かに関わらず、「広義の略字」（＝単字・熟語双方の省略）の中に「抄物書」の一群を位置付けたほうが、合理的な説明ができると思われる。

以上を踏まえ、次のような疑問点・問題点を挙げる。

- ・単字の省略の場合、一般に言う略字（狭義の略字。抄物書と見なされてこなかった略字）と「抄物書」が区別されてきた所以はどこにあるか。
- ・従来の認識では、仏家による省略、仏教用語の省略について挙げられることが多いが、これが単に仏家所用の字体であるか、仏家特有の字体であるか言明されていない。仏家以外の位相（身分）の者が当該の字体を用いることや、単字の場合仏教用語以外で使用されることはないか。
- ・先行研究では、単字の省略例に関して、現在一般に使用することのない字体（釋＞尺、摩＞广 等）のみを挙げているように見えるが、現行の字体にも曾て「抄物書」に類する字体＝仏家の位相において用いられる字体であったものが存在するのではないか。例えば第二章・第三章では平安・鎌倉期における「釋」「佛」の略字「釈・尺」「仏」の使用が仏家に偏っていたと指摘したが、このような字体といわゆる「抄物書」との差異は何か。

こうした問題点を基に、次節以降いわゆる「抄物書」の使用例について検討を加えていくこととする。

3. 調査対象字種

「抄物書」の厳格な定義が存在しない以上、調査対象となる「抄物書」をどのように選定するかが問題となる。各文献に現れる規範から外れた略記法（熟語・単字双方）を逐一挙げていたのでは枚挙に遑がなく、個人的な造字や用字である可能性も捨てきれない。そのような字体も研究上重要ではあるが、ひとまずは便宜上、前節で取り上げた先行研究の記述を基に、従来「抄物書」と見なされてきた字体の中から選ぶのが妥当と思われる。

先行研究で「抄物書」なる字体を最も広汎な文献から採録しているのは小林(1971) (2.1節④)である。同著は主に院政・鎌倉時代の片仮名文を対象に「抄物書」を一覧にして

示しているが、そのうち複数の文献に共通する「抄物書」を挙げると、次の表1の通り14種類ある。実際にはこの他にも多くの字体が「抄物書」として挙げられているが、個別の文献にしか現れないものは当座的・個人的な使用字体である可能性もあり本章では対象外とする。

「涅槃」に関しては「𠂔」と「𠂔」2種類あるが、ここで複数の文献に現れているのは「𠂔」である。但し「𠂔」は2.1節②にも示されており、個人的な用字とは言いきれない。『法華百座聞書抄』『尺』の欄に示した※印は、小林(1971)では示されていないが筆者(菊地)が参照した所使用例が認められたものである。その他『図書寮本宝物集』以外の文献については未見である。また『法華百座聞書抄』における「𠂔」は、古文学秘籍叢刊の解題・翻刻(山岸徳平執筆、1934年刊。勉誠社文庫版に再録)及び小林(1971)において「罪障」の略と解されているが、同じく小林編による総索引(武蔵野書院1975)では「煩惱」に改められている。

以上に挙げた字体群を、本章では「抄物書」として扱うこととするが、小林(1971)が列挙した「抄物書」の基準にも疑念がないわけでない。「部」の抄物書とされている「𠂔」(実際には「ア」「了」のような形で書かれる)は、周知の通り仮名「へ」の字母とも推定されており、必ずしも仏家の使用に偏らないのではないかと予想される。

この他、第二章・第三章で述べたように、「釈・尺(釋)」や「仏(佛)」字体は、使用が仏家に偏っていたと目される字体であるため、これらの調査結果も含めて上記のいわゆる抄物書の字体と比較したい。

なお対象字種のうち数点は敦煌写本に見られるもので、例えば『御注般若波羅蜜經宣演』(P. 2173)や『南陽和尚問答雜微義』(S. 6557)²²で図4-1のような例を複数拾うことができる。また「𠂔」「𠂔(点の位置は中央)」は『竜龕手鏡』(997年)にも掲出がある。その他の字体については敦煌写本等の中国文献に見出せず、現時点では本邦独自の字体である可能性もある、という記述に止める。



図4-1 P.2173 (左3点) S.6557 (右)

4. 調査結果

4.1 院政鎌倉期辞書

まずは平安・鎌倉時代の写本が現存する古辞書・音義類を数点挙げ、その中における使用状況について概観する。

22 両写本の字体例は「𠂔」を除き黄征編『敦煌俗字典』(上海教育出版社)に掲出がある。図4-1の画像はウェブサイト「Scientific Analysis of Pelliot Collection」(P. 2173)及び「International Dunhuang Project」(S. 6557)を利用した。

表 4-1 小林芳規（1971）における「抄物書」（複数の文献に見られるもの）

	熟語							単字						
〈非略字〉	菩薩	菩提	煩惱	涅槃	聲聞	娑婆	懺悔	釋	唐/摩/魔	蜜/密	獄	龍	羅	部
〈略字〉	井	井	𠂔	井	ノノ	女女	↑↑	尺	广	𠂔	𠂔	𠂔(龍)	𠂔(フ)	𠂔(ア)
打聞集	○	○		○		○	○	○	○			○	○	
法華百座 聞書抄	○	○	○			○	○	※	○	○			○	○
三教指歸注		○				○		○	○	○	○		○	
図書寮本 宝物集	○	○	○				○	○	○					
草案集	○	○	○		○			○	○	○	○	○	○	○
息心抄 建久写本	○	○		𠂔					○	○			○	○
諸事表白	○	○			○	○		○	○	○			○	○
却魔忘記	○			○					○					
明恵上人 関係書	○	○	○		○			○	○					
日蓮遺文	○	○							○	○	○		○	

(i) 図書寮本類聚名義抄（零本） 法相宗僧編か、院政期後期書写

見出しの語句について見ると、現存部分だけでも「摩・磨・魔」の略として「广」の使用が複数見られた。非略字体「摩・磨・魔」13 例に対し略字体「广」は 11 例となり、略字体が全体の半数近くを占める。「摩・磨・魔」単字の項目は現存せず、いずれも熟語としての用例であり、「維广詰 Vimalakīrti」「广訶 mahā」「𠂔广衣・懺广衣 kṣauma」「阿𠂔广 āgama」等のような梵語の音写語に限られる。

その他「龍」を「𠂔」と略した例が 1 例ある（「哀羅筏拏𠂔王」。干禄字書での「龍」の俗体「𠂔」の旁）ものの、この他にいわゆる「抄物書」を見出し字に用いることはないようである。

一方出典註としては、数は少ないものの「𠂔𠂔」「𠂔」（水部「江河」等）の文字が見え、これは涅槃經の略とされるものである。池田証寿（2000）はこれを「炎」で翻刻しているが（恐らく活字の制約もあったと思われる）、この字体の上部は明確に「七」の形で書かれているもので、「炎」とは別字として扱うべきであろう。

ところで、同じく註文には「广云…」という表記があり、周知の通りこれは玄奘『一切経音義』からの引用を意味する。この「广」は単字として見れば「應（応）」の略字ということになるが、出典註は必ず「广云」の形で示されるものであって、これ以外に「广」を「應」の略として用いることはない。

广云 或云毗广羅詰、亦鼻磨羅鷄利帝。（糸部「維摩詰」）

したがってこのように同項目で「應」の略「广」と「摩」の略「广」が混用されても、

混乱が生じる虞れはなかったと言える。

なお単字の掲出を主とする改撰本の類聚名義抄（観智院本・高山寺本・鎮国守国神社本、いずれも鎌倉時代写本）については、抄物書が掲げられていない。

(ii) 大東急記念文庫蔵 金光明最勝王経音義 院政期写

音義の本文では 11 丁裏、原典第十巻の品題として「十方并讃嘆品」「妙懂并讃嘆品」との記述があり、この「并」が「菩薩」の略であることは言うまでもない。

また本文とは別に後世の書入れが多く、この書入れの部分にもいわゆる抄物書が散見される。6 丁表、原典第四巻の音義に朱筆で「患累」の書入れがあり、下に「^ハ義」の註がある（図 4-2 右）。「患」字の右に「ウレヘトヨム」との訓釈があるため、「患累」を一組の熟語と見て良いか定かでないが、両字は「うれえ・わずらい」を意味する類義字であって、これらの字義からして「^ハ」は「煩惱」の略と見るべきである。『古辞書音義集成』第 12 巻別冊の和訓索引で「累^并義」（32 頁）と翻刻されているのは誤りであろう。

同じく 6 丁表には墨で「精進ハラウ」、「勤策」とその註「ハラウ義」という書入れがある（図 4-2 左）。無論これらは「波羅蜜」の省略である。この他、本文中に「釈迦」「懺悔」「娑婆」「菩提」の語が見られたが、略記した例はない。

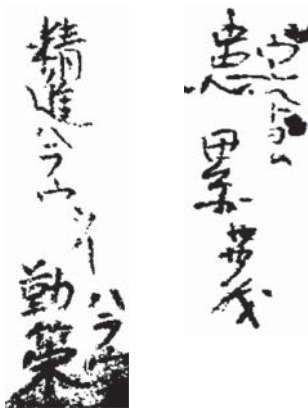


図 4-2 金光明最勝王経音義

(iii) 前田本色葉字類抄（中巻闕）橋忠兼編、鎌倉中期写

ここでは「部」字を「𛄁」とする例が多く、見出し字では非略字「部」15 例に対し略字「𛄁」は 6 例ある。また畳字門の語彙分類（「天部」「人倫部」等）を表すのに「𛄁」が用いられることが多く、「部」を「𛄁」と略記する手法は広く享受されていたものと思われる（図 4-3）。

なお巻上 71 丁裏に「广守（チャウモリ）」という語があるが、この直上が「廳宮」という語であるため「廳（庁）」の略と見なせる。他にこの略字が見られないため当座的に用いられたものではないかと思われる。



図 4-3 前田本色葉字類抄
例えばイ部畳字門では冒頭の「天部」は略さず、「河海部」以下は「𛄁」に作る。

4.2 平安時代古文書（平安遺文東寺百合文書）

古文書については前章と同じく、東寺伝来の東寺百合文書について確認する。

実際に字体を確認できた文書で言えば、「菩提」の語は 3 点の文書で見られたが、うち略字「𛄁」の使用は 1 点 1 例（治暦 2〈1066〉年 7 月 6 日「讃岐国曼荼羅寺修行僧善芳解案」）に止まる。「菩提」の語が見られた文書は全て仏僧によるものであるため公家との比較はできないが、古文書（但し浄書でない）にも抄物書の例が用いられうるこ

とは確かである。

その他、「部」字種が使用された 39 点の文書のうち 11 点の文書で略字「𠂔」の使用が見られた（表 4-2）。しかし表 4-2 の差出人から見ると、当該略字は仏家の手に成る文書よりもむしろ俗人の文書における使用が多いことが窺える。これは、氏姓（「漢部」「物部」）や律令制下の中央官制・官職の例（「兵部省」「民部卿」）が多いためであろう。

4.3 その他記録・典籍の類

これらの文献は編纂者や筆写者が明確にされていない場合もあり、文書類に比べ信憑性は劣るものであるが、こうした文献においてどのような様相を示すか、今一度確認しておく必要がある。

以下の表では「尺・釈（釋）」「仏（佛）」字体についても併せて掲げ、この 2 字種については第二章・第三章の調査結果を引用した。但し例数に*印を示した文献は、調査範囲の巻や日記の年月日が異なるものであるため、あくまで参考値として示す。また第二章・第三章で調査対象としていない文献については今回新たに調査した。

（i）仏僧による文献

まずは仏僧が書写に携った蓋然性の高く、仏家の間で享受されたと見られる文献について、表 4-3 に掲げる。今回の調査範囲では、結果として略字体「𠂔（声聞）」「𠂔（龍）」「𠂔（獄）」は全く表れなかったため、紙幅の都合上表から割愛した。

これを見ると、資料によって各略字の使用頻度に差はあるものの、それを考慮しても殆どの文献において「𠂔」「𠂔」の例を見出すことができ、認知度の高さが窺える。しかし他の字種を見ると、略字の出現は必ずしも多くなく、さほど使用されやすい字体とは限らない。いわゆる「抄物書」とされてきた字体にも使用のしやすさに偏りがあることになる。

単字の省略が用いられた語を挙げてみると、例えば [5] 法華百座聞書抄における略字「𠂔」の例は、全て「閼魔（王）²³Yama」「摩訶 mahā」という語であり、仏教用語（梵語の音写）のみの使用である。仏教用語以外での使用は [10] 延慶本平家物語に「播𠂔」（播磨）「薩𠂔」（薩摩）という地名の例があるが、これらも字義と無関係な充字と見るべきである。そもそも今回の調査範囲では、「磨・摩」が原義「みがく・する」の意で用いられた例として、[6] 今昔物語集巻 2 に動詞「磨ル」3 例、巻 12 に「磨𠂔」1 例（鈴鹿本では虫損。「磨瑩」）がある程度であって、表音的な使用が多いという事情もある。したがって、「𠂔」は /ma/ 音節を表す場合に限って使用される略字であった可能性がある。

その他、[5] における略字「𠂔」は「波羅蜜（多）pāramitā」「阿耨多羅三藐三菩提 anuttarā samyak-saṃbodhiḥ」の例、また「𠂔」は「波羅蜜 pāramitā」と「顯密」という例に限られる。「顯密」は梵語の音写ではないが、顯教と密教の併称であって、仏教関係の文脈との連関が強い語と言える。やはり主たる用法は梵語の音写語であって、表意語として使用された形跡は極めて少ないことになる。

23 漢訳仏典等では通常「魔」と表記されるが、法華百座聞書抄は「魔」字を用いるべき所を専ら「摩」で表記する。

表 4-2 「𛄀」字体が使用された平安遺文東寺百合文書

文書名	西暦	和暦	差出人	位相
伊勢国大国川合庄坪付案	999	長保元年 11 月 3 日	大丞藤原 大録漢部 他	俗
讃岐国曼荼羅寺田地宛行状案	1062	康平 5 年 4 月 日	僧	仏
讃岐国曼荼羅寺修行僧善芳解案	1066	治暦 2 年 7 月 6 日	修行僧善芳	仏
伊勢国川合庄町別米未進結解状	1084	応徳元年 8 月 20 日	検非違使物部	俗
明法博士惟宗国任勘文案	1093	寛治 7 年 7 月 20 日	正六位上行明法博士兼左衛門少志 備後権掾惟宗朝臣国任	俗
丹波国在庁官人等解案	1109	天仁 2 年 7 月 10 日	大判官代伴為政 他	俗
白河法皇院宣案	1116	永久 4 年閏 1 月 8 日	権中納言宗忠	俗
平知信書状案	1116	永久 4 年閏 1 月 24 日	兵部少輔（平知信）	俗
丹波国大山庄田堵等解	1130	大治 5 年 9 月 日	文屋委部他	俗
守部貞延作手田売券	1177	安元 3 年 1 月 25 日	売人守部貞延 他	俗
比丘尼下野氏田地寄進状	1184	元暦元年 9 月 10 日	比丘尼下野 嫡男物部正友	仏俗

一方「釋」の略については、第二章でも述べたとおり「釋迦 Śākya」やそれに由来する「釋尊」「釋種」、或いは「帝釋（天）Śakro devānām indrah」といった音写語が殆どであるが、動詞「尺ス」や「會尺」の例があり、これは仏教に関係なく「釋」の字義通りの使用であろう。「尺」に関しては仏教語以外にも使用される場合があったと言える。

(ii) 非仏僧による文献

これに対して公家による記録等、仏僧以外の者が書写に携わったと伝えられる文献を見てみると、表 4-4 のようになる。

この中で極めて特殊な様相を呈しているのが〔21〕観智院本三宝絵である。同書は奥書に「戸部二千石三善朝臣」（「部」字は「𛄀」を用いている）の名があり仏僧による書写ではないが、多岐に渡る抄物書が見られる。同本の「𛄀」字体は、前田本との対照から「煩惱」と同定できる。

観智院本：若シ念ヲ不静スハ常ニ心ヲ乱ツヘシ 𛄀難離シ（上 18 丁表、原文宣命書）
前田本：若不閑思恒可乱心煩惱𛄀離（上 8 丁裏）

また表中には示していないが、他資料に見出せない「玉玉（瓔珞）」「サ埵（薩埵、但し片仮名の可能性も有）」「火↑（煩惱）」「𛄀・𛄀²⁴（涅槃）」といった略記法も現れている

24 前田本との対照により「涅槃」であることは確実だが、「𛄀」は既に「ホノホ」等の訓で用いられており、「涅槃」との同定は難解になる。涅槃（nirvana）の原義はむしろ「（火を）吹き消すこと」ことであるから、会意的な解釈でも「涅槃」に「𛄀」を当てるとは解しがたい。一方「𛄀」は敦煌写本に例があるため、これを「𛄀」と俗解したことによる誤写と見るべきと思われる。

表 4-3 仏家の位相（上段の表は熟語の略、下段は単字の略を示す。以下同じ）

文献	書写年代	筆写者	菩薩		菩提		涅槃		懺悔		娑婆		煩惱	
			菩薩	并	菩提	并	涅槃	并	懺悔	↑↑	娑婆	女	煩惱	𑖀
[1] 東大寺諷誦文稿	9世紀前期	東大寺僧か	2	27	9			1		4			3	
[2] 興福寺本 日本霊異記 巻上	904年写	興福寺僧か		13			1	2						
[3] 天理本 往生極楽記	1086年写	仁豪	4	24		6								
[4] 最明寺本 往生要集 巻上	11世紀後期写	不詳	41	29	34	26	7							
[5] 法華百座聞書抄	院政期末写	法隆寺僧か		37	1	10			1	1	2	12		5
[6] 鈴鹿本 今昔物語集 巻2, 12	院政鎌倉期写	興福寺僧か	10	4			9		10				1	
[7] 前田本 往生極楽記	鎌倉前期写	不詳(湛春所持)	20	2	6									
[8] 前田本 日本霊異記 巻下	1236年写	禅恵		18	1		1						1	
[9] 光長寺本 宝物集 巻1	1287年写	日春		4		1	1				1			
[10] 俊海本 沙石集 巻1, 7	鎌倉中期写	不詳(俊海所持)	1	7	3	10	1		2					
[11] 延慶本 平家物語 巻1 本末	1420年写	多聞丸 他		11	1	10			3		1			1
[12] 正徹本 徒然草	1431年写	正徹			1									

文献	書写年代	摩/魔/磨		密/蜜		羅		部		釋(参考)			佛(参考)	
		非略	广	非略	𑖀	羅	𑖄	部	𑖑	釋	尺	积	佛	仏
[1] 東大寺諷誦文稿	9世紀前期	14		4		8				8				80
[2] 興福寺本 日本霊異記 巻上	904年写	3						7		3			11	10
[3] 天理本 往生極楽記	1086年写	8				9				4			45	20
[4] 最明寺本 往生要集 巻上	11世紀後期写	6				23				4			49	125
[5] 法華百座聞書抄	院政期末写	2	14	7	4	16	3	1	6		11	1	1	171
[6] 鈴鹿本 今昔物語集 巻2, 12	院政鎌倉期写	12				1				9 ^{1*}	9 [*]	4 [*]	135 [*]	1 [*]
[7] 前田本 往生極楽記	鎌倉前期写	8				8				2	1	1	47	
[8] 前田本 日本霊異記 巻下	1236年写	4				15		18		2	4		18	8
[9] 光長寺本 宝物集 巻1	1287年写	6		2		5			4	2	1		19	4
[10] 俊海本 沙石集 巻1, 7	鎌倉中期写	2		1		5		2	5		12		17	63
[11] 延慶本 平家物語 巻1 本末	1420年写	5	11	4		26		13	1	2	1	2	22	43
[12] 正徹本 徒然草	1431年写	2						4	1		1		22	5

のである。

但し同本における「𑖀 (煩惱)」「𑖄 (羅)」字体の使用は、上中下三巻のうち上巻のみに見られる特徴である。同本は上巻と中下巻とで様式が異なることも既に知られてお

表 4-4 非仏家の位相

文献	書写年代	筆写者	菩薩		菩提		涅槃		懺悔		娑婆		煩惱	
			菩薩	并	菩提	并	涅槃	并	懺悔	↑↑	娑婆	女	煩惱	花
[13] 御堂関白記 長保元・寛弘元年	999, 1004 年	藤原道長筆	2		1									
[14] 御堂関白記 寛弘元年	11 世紀写	藤原師夷? 他写	3		1									
[15] 兵範記 久寿元・保元元年	院政期写	不詳(一部自筆?)												
[16] 関戸本 三宝絵 卷中	1120 年写	伝・源俊頼	12				1							
[17] 愚昧記 治承元年	1180 年	三条実房筆												
[18] 明月記 建久三・七年	1192, 1196 年	藤原定家筆(他筆含)												
[19] 浄福寺本 往生要集 卷上	鎌倉初期	伝・九条良経	16		1		1							
[20] 岡屋関白記 建長五年	1253 年	近衛兼経筆					2							
[21] 観智院本 三宝絵	1274 年写	三善朝臣写	2	56	4	12	12		1	2	1		3	2
[22] 鏝阿寺藏仮名書 法華経 卷 1, 2	1330 年写	不詳	97		11									
[23] 中右記 寛治六年	鎌倉中期写	不詳												
[24] 知恩院藏仮名書観経	鎌倉後期写	不詳(伝後伏見天皇)	38		2				2		1		1	

文献	書写年代	摩/魔/磨		密/蜜		羅		部		釋 (参考)			佛 (参考)	
		非略	广	非略	广	羅	四	部	β	釋	尺	釈	佛	仏
[13] 御堂関白記 長保元・寛弘元年	999, 1004 年	1						15		4*			11*	1*
[14] 御堂関白記 寛弘元年	11 世紀写							31	10				12	
[15] 兵範記 久寿元・保元元年	院政期写	3				7		17	5	2*			24*	1*
[16] 関戸本 三宝絵 卷中	1120 年写	3		1				6		1			18	4
[17] 愚昧記 治承元年	1180 年			4				4	11	1			1	8
[18] 明月記 建久三・七年	1192, 1196 年	3	1	4					12				4	18
[19] 浄福寺本 往生要集 卷上	鎌倉初期	2				22				2			227	24
[20] 岡屋関白記 建長五年	1253 年							11	3	1			15	
[21] 観智院本 三宝絵	1274 年写	11	3	12		19	15		1	4	32		170	48
[22] 鏝阿寺藏仮名書法華経 卷 1, 2	1330 年写	5				4							177	1
[23] 中右記 寛治六年	鎌倉中期写							30	21	11*			22*	15*
[24] 知恩院藏仮名書観経	鎌倉後期写	7		4		9		3		6			99	36

り²⁵、親本の書写者がそれぞれ異なるために様式や使用字体に差が表れた可能性も想定される。このような特徴から見ると、この写本は仏家が抄物書を多用した本を親本とし

25 上巻は片仮名宣命書で原則半丁 9 行、殆どの自立語を漢字表記するのに対し、中下巻は片仮名を大書とし半丁 8 行で、自立語の仮名表記が比較的多い。

て、「三善朝臣」²⁶なる人物が親本の字体を改めることなく（或いは、抄物書を理解できないまま）書写したのが現行の観智院本ではないかと思われる。

この本を除けば、仏家の位相において広く見られた「𪛗」「𪛘」のような字体も非仏家の位相では全く現れていないことが分かる。公家の日記等は仏教用語の使用がそもそも少ないという要因が考えられるが、仏教用語の使用が多い仮名書經典の類 [22] [24] でも、そうした語を大きく省略することなく表記している点が注目される。

なお藤原定家自筆 [18] 明月記では「𪛗」が 1 例表れているが、これは建久 3 年 3 月 16 日記、「護摩」の語が 4 例現れる箇所ので、当座的に省略した可能性もあり公家の間で広く容認されていたかは不明である。さらに言えば「廬」或いは「庵」の省略と思しき「𪛗」も同書に現れており（建久 3 年 3 月 21 日記「入夜歸𪛗」）、マダレを構成要素として持つ漢字を等しく「𪛗」で示そうとしているという点で、仏家における「𪛗」(/ma/ にのみ適用されるという体系)とは異質であると言える。

一方で「𪛙」は、広汎な資料に現れていると言える。「部」字種の使用頻度が公家の古記録で高くなったのは、古文書と同じく中央官制や官職に関する例が多く、また「上達部」「下部」といった語の使用も多いためであろう。この点から見て、やはり「𪛗」「𪛘」といった仏家特有の字体と、仏家・公家問わず用いられる（ともすれば公家に偏る可能性もある）「𪛙」字体を等しく「抄物書」と扱ってしまうのは問題がある。

また第三章において使用が仏家に偏るとした「𪛚」字体は、確かに「緩やかな傾向として」差異が認められるのであるが、「𪛗」「𪛘」ほどの厳格な使用差はないことになる。

(iii) その他不詳のもの、注意を要するもの

ここでは書写者の位相が判断しがたいものについて、所見を述べておく（表 4-5）。

[25] 図書寮本宝物集の書写者は不明であるが「𪛗」「𪛘」「𪛚」²⁷等多種の「抄物書」が見られる点からすれば、この本は仏家の位相と見るべき写本である。

一方同じ宝物集でも、[26] 最明寺本では「尺」を除いていわゆる抄物書や「𪛚」字体の使用が見られない。この本は平仮名書であって、図書寮本と系統・本文が異なる。無論平仮名書であることが非仏家の位相に属することの確証にはならないが、図書寮本や前出の [8] 光長寺本とは異なる位相の者が当該系統本の成立、書写に携った可能性を示唆しているであろう。

[27] 神田本太平記は、片仮名と平仮名の交った写本であり書写者の情報等は全く不明であるが、抄物書・略字の表れ方を見ると仏家の位相に近いものと言える。

26 外村展子（1994）は、「戸部二千石」の唐名や花押等を検討し民部少丞兼加賀守の三善政康と推定、観智院本裏表紙に見える日記から、常陸国東寺領信太荘に下向し荘内の寺に立ち寄った際に『三宝絵』を日記の裏に書写した可能性を想定している。

27 当該字体も他本との対照により「煩悩」の略と認めて良い。

図書寮本：𪛚ハ家ノ犬ウテサルコトナシ 爲ハ山ノカセキツナケトモト、マリカタン

(633 行)

最明寺本：煩悩ハ家のいぬ、うてともさることなく、菩提ハ山のかせき、つなけともとりかたし

(1 丁裏)

表 4-5 その他

文献	書写年代	筆写者	菩薩		菩提		涅槃		懺悔		娑婆		煩惱	
			菩薩	井	菩提	井	涅槃	井	懺悔	↑↑	娑婆	女	煩惱	花
[25] 図書寮本宝物集 (零本)	鎌倉前期写	不詳 (伝・平康頼)		3		12	2			1				2
[26] 最明寺本宝物集 巻4	鎌倉後期写	不詳	9		22		1						4	
[27] 神田本太平記 巻1, 2	室町中期写	不詳				3								

文献	書写年代	摩/魔/磨		密/蜜		羅	部		釋 (参考)			佛 (参考)	
		非略	广	非略	广		部	β	釋	尺	釈	佛	仏
[25] 図書寮本宝物集 (零本)	鎌倉前期写	2	3	2	1	14		4		3	1	24	14
[26] 最明寺本宝物集 巻4	鎌倉後期写	17		3		23	3		5	5		41	
[27] 神田本太平記 巻1, 2	室町中期写	3	1			3	5	5	2*				6

5. 略字体といわゆる抄物書の位置

以上の字体の出現状況より見て、少なくとも平安・鎌倉時代における「仏家」と「非仏家」という対立に限って見るならば、各字体の位置付けについては以下の図 4-4 のように視覚的に概括できるとと思われる。図 4-4 での「一般字体」「一般的」とは、使用に位相差が存しないことを意味する用語であり、必ずしも使用頻度が高いことを意味するものではない。また当然「公家特有の位相字体」というものも想定されるであろうが、ここでは「仏家」の位相を組上に載せる。

図 4-4 において仏家と非仏家との間で明瞭な差があるⅠ・Ⅱ群には、従来「抄物書」とされてきた字体群が多く含まれており、換言すればこうした儼然たる位相差を持っていた略字が「抄物書」と呼ばれてきたものであるとも言える。しかし実情としては、仏家の間でも広く用いられるもの（社会的・一般的字体の傾向）と使用の少ないもの（個

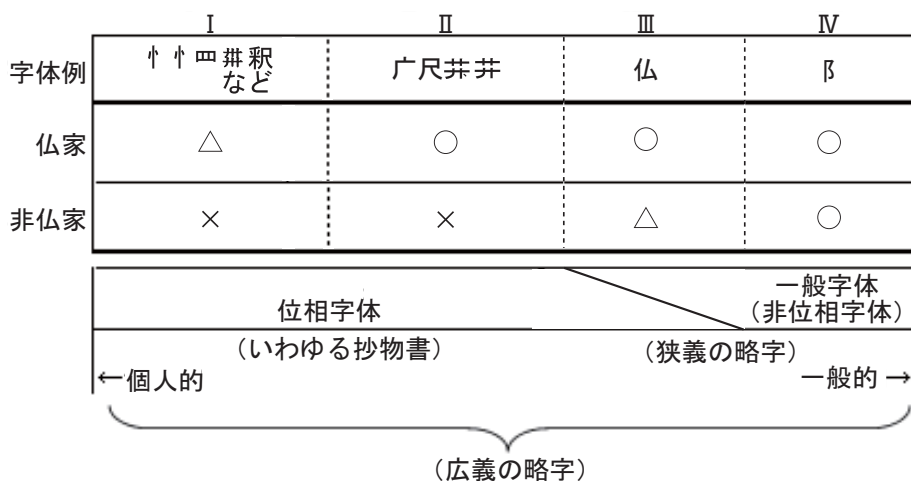


図 4-4

人的字体の傾向)とがあり、一様でないことに留意すべきである。同じ仏家の間でもなぜ使用頻度に差が表れるのか、直ちには理由を断じがたいが、「𠂔」「𠂔」の如きは中国側で既に使用頻度が高くクサカンムリの形を残していること、また「𠂔」は原字の字義とは無関係に音写字として用いられた例であって、「𠂔」が /ma/ と読めさえすれば良く、読み手にとって文脈から字種を同定しやすかったことが理由として想定される。「𠂔」も同音を仮借したものであるため、例えば「𠂔尊」は直ちに「シャクソン」と読むことができ、これを「釋尊」と同定することに何ら障碍は生じなかったのである。その反面「𠂔」や「𠂔」の如きはもはや字源が推定しがたく、略字そのものを知らなければ読み書きが困難となる。これが「𠂔」等の字体に比べ使用が広まらなかった一因と思われる。

そのうち「𠂔」字体は、従来「抄物書」と呼ばれることはなかったが、平安・鎌倉時代の時点では「𠂔」に比べ使用頻度が低く、仏家の間でも個人的字体に寄った様相を呈する。したがって、この時期に限ってはいわゆる抄物書の字体群に類するものといえる。

Ⅲ群に位置する「𠂔」字体は、第三章にて位相字体的傾向を示すとしたが、いわゆる抄物書の字体群(Ⅰ・Ⅱ)に比べれば位相差は緩やかであることになる。これをいわゆる抄物書と同列に扱うことは望ましくない。

Ⅳ群は位相による偏りがない字体であって、今回の対象字種としては「𠂔」を含めたが、使用が非仏家に偏っているようにも見え(則ち仏家△、非仏家○という判定になる)、今後詳細な調査を俟つこととする。

今後の調査次第では、細かな点で分類に変動が生じる可能性もあるが、いわゆる抄物書を含めた略字体がこのような階層性を以て説明できることは確かであり、特にⅠ・Ⅱ群とⅢ・Ⅳ群との境界は明瞭に区別されると言える。

なお仏家以外でも、マダレを持つ漢字を「𠂔」と略記する手法が散見されるが、/ma/音の「摩」等にはこの略記法が見当らず、仏家で「𠂔」字体とは体系的に区別すべきと思われる。仏家以外の位相を考える上で注目すべき字体であり、今後の課題としたい。

6. おわりに

以上、本章では先行研究などからいわゆる抄物書の従来の認識を改めて整理するとともに、「抄物書」とされてきた字体群の実際の使用範囲について概観した。今回は考察が及ばなかったが、仏家の「抄物書」の中にも使用の偏りが見られる点は、宗派による差異も想定されるため、仏家の資料の拡充が今後必要である。また今回は平安・鎌倉時代を中心とした限られた資料のみを対象としたものであるため、一連の字体群がこれ以降どのように展開するか、通時的な考察を今後の課題とする。

第五章 略字の展開と位相の関係

1. 通時的展開

以上のように、略字体の使用状況を仏家と非仏家の対立から見てみることによって、様々な側面が明らかになったと言える。

まず第二章にて述べた「釋」の略字「𠂔・𠂔」は、院政期頃に仏家の間で発生し使用

され始めたものであったが、室町時代以降には公家の日記類の中にも仏教用語に限らず「尺」が使用を拡大し、位相差が失われるようになった。その後は「尺」に代り「釈」が勢力を伸ばしたことで、近世の仮名草子・浮世草子等のさらに幅広い読者層の間でも「釈」が認知されるに至ったと言える。

第三章で述べた「佛」の略字「仏」については、「尺・釈」の場合と異なり中国で既に使用されていた字体が日本にも輸入されたものであるが、平安・鎌倉時代においては使用が仏家にやや偏っていたと認められる。しかし室町時代末期以降の辞書、近世仮名草子等の版本では「仏」字体も盛んに見られるようになり、特定の位相に偏らず使用が広まったと見て良いであろう。

このように「尺・釈」と「仏」の字体に関しては、「仏」のほうが位相差が緩やかな傾向を示すものの、どちらも仏家の「位相字体」と見なすべき字体であったという点を示唆したのであるが、ここで特筆すべきは、いずれの字体も位相差が失われ使用が拡大を見せるのが室町時代半ばを過ぎてからという点にある。つまり、平安・鎌倉時代には大きな隔絶があった仏家・非仏家間の位相差が、室町時代に至って曖昧になりつつあると言えるであろう。

また「釈」や「仏」の場合は、「釈・沢」や「仏」のように、共通の構成要素を持つ他の字種にも同様の略記法が広まった例と言えるが、こうした他字種への応用例が発生し普及し始める時期は、仏家・非仏家間の位相差が曖昧になる時期ともちょうど重なっていると見ることができる（第二章表 2-1、第三章表 3-10 参照）。

「釋」字種の略字体が「尺」から「釈」へ収斂する方向へ向い、また「畢>尺」「弗>ム」という略記法の他字種への応用という現象が盛んに見られる室町中期以降という時代において、こうした仏家・非仏家間の位相差の曖昧化という現象が見られるというのは果たして偶然であろうか。隔絶されていた仏家・非仏家間の位相差の曖昧化が略記法の応用や略字使用の拡大を齎したのか、それとも略字使用の拡大を経て位相差が失われたのか、それぞれに相関があるとは直ちに断ぜられないが、これらの事象が同時進行的に観察されるという点は興味深い現象である。こうした現象がなぜ見られるのか、（暉峻 1958（脚註 10）で述べられたように、寺院教育や土庶教育の推進、識字率の拡大という点は漠然と指摘できるにしても）言語外の背景や要因については今のところ確かな説明はできない。ただ事実として、室町時代中後期（15～16 世紀）という時期が、漢字字体史上の大きな劃期と位置づけることができようかと思われる。

2. いわゆる「抄物書」について

さらに本稿では、従来「抄物書」と通称された字体群について位相の側面から検討することによって、いわゆる抄物書が仏家による位相字体（略字）であり、平安・鎌倉時代において特に歴然とした位相差を持った字体であったことが立証された。またいわゆる抄物書の中にも、広く用いられるものと個人字体的な性格のものがああり、単に「抄物書」と一括りにせず階層性を以て捉えるべきであろうと思われる。

これに比すれば「仏」の位相差はやや緩慢であるということになるが、「釈」に関してはいわゆる抄物書と似た使用傾向を持つ字体であると言える。「仏」や「釈」が従来「抄物書」と呼ばれることがなかったのは、「抄物書」という呼称や認識が明確になった江

戸時代中期以降には、既に位相字体でなく一般的に知られる略字となっていたためであろう。

ただ、「仏」「釈」は広く認知され現に当用漢字・常用漢字の新字体に採用されるまでに至ったのであるが、その一方で「莽」「耕」のような例は一般的には認知されずにはほぼ消滅してしまったと言える。こうした差異がなぜ現れるのか、室町時代以降の動向を探ることが今後必要となるであろうし、既に述べたように、宗派・寺院による差異も考慮に入れる必要があると思われる。

結語

本稿は、略字の使用者の位相に着目することによって、ある字体が普及する一過程を精細に考察し、漢字字体史における「位相字体」という観点の必要性和有効性を示したと言える。無論、本稿の「位相差」は仏家と非仏家の対立を主眼としたものであるため、漢字字体史・位相字体のごく一部の様相を示したに過ぎないが、今後このような手法による字体史研究は推し進められるべきであろう。

ただ、本稿で扱った非仏家の資料は公家によるものが多く、非仏家の間（例えば公家と武家、或いは近世の漢学者・国学者・蘭学者等）でも略字の使用状況に差異が見られるのか、今後他の資料も参照することによって検討する必要がある。また一般的に用いられるようになった字体と認知されずにはほぼ消滅してしまった字体との差は何か、そういった差がなぜ現れるのか、個別的な事情に関しても今後明らかにすべき課題となる。

今回の調査範囲だけでは明らかにならないところも多く、調査対象とする文献についても吟味していく必要があるだろう。方法論としては未だ試行錯誤の段階ではあるが、今後調査範囲・文献を広げ同様の観点からの研究を重ねることによって、より精緻な字体史論に近づけていくことができると思われる。以上を将来の展望として、本稿の結びとしたい。

参考文献

- 池田証寿（2000）「図書寮本類聚名義抄出典略注」『古辞書と JIS 漢字』3
- 石塚晴通（1999）「漢字字体の日本的標準」『国語と国文学』76—5
- 石塚晴通（2012）「漢字字体史研究一序に代えて一」『漢字字体史研究』勉誠出版
- 犬飼隆（1993）「古代漢字の位相—長屋王家木簡と古事記の用字—」『日本語学』12—8
- 何华珍（2004）『日本汉字和汉字词研究』中国社会科学出版社
- 春日政治（1934）『片仮名の研究』（国語科学講座Ⅷ 文字学）明治書院
- 菊沢季生（1933）『国語位相論』（国語科学講座Ⅲ 国語学）明治書院
- 菊地恵太（2016a）「「学・挙・蚩」の冠に見る略字使用の拡大」『国語学研究』55
- 菊地恵太（2016b）「略字体の成立と使用拡大の一側面—「釈」の旁「尺」を例として—」『訓点語と訓点資料』136
- 菊地恵太（2017）「略字「仏」の使用拡大と位相」『訓点語と訓点資料』139
- 菊地恵太（2018a）「略字体として見たいわゆる「抄物書」の位置」『国語学研究』57
- 菊地恵太（2018b）「疊用符号を利用した略字体の成立と展開」『日本語の研究』14—2

- 小泉弘（1973）『古鈔本宝物集 研究篇』角川書店
- 小林芳規（1971）『中世片仮名文の国語史的研究』広島大学文学部紀要特輯号 3
- 酒井憲二（1976）「伴信友の今昔物語集研究」『山梨県立女子短期大学紀要』9
- 笹原宏之（1990）「国字と位相 ―江戸時代以降の例に見る「個人文字」の、「位相文字」、「狭義の国字」への展開」『国語学』163
- 笹原宏之（2003）「異体字とは」笹原宏之・横山詔一・エリク＝ロング『現代日本の異体字』三省堂
- 佐藤稔（1975）「〈所〉〈仏〉〈原〉 ―上代における漢字の字形―」『国語学研究』14
- 佐藤稔（1978）「漢字字形の史的把握 ―「般若心経」による試み―」『国語学』114
- 杉本つとむ（1978）『異体字とは何か』桜楓社
- 田口和夫（1978）「今昔物語集「鈴鹿本」興福寺内書写のこと―付 卷五第六話の出典について―」『説話』6
- 田中章夫（1999）『日本語の位相と位相差』明治書院
- 築島裕（1988）「漢字の書体・字体」佐藤喜代治編『漢字講座 1 漢字とは』明治書院
- 張涌泉（1995）『漢語俗字研究』岳麓書社（増訂本 2010、商務印書館）
- 張涌泉（2003）「韩、日汉字探源二題」『中国语文』2003 年第 4 期
- 暉峻康隆（1958）「仮名草子の作者と読者」『文学』26―5
- 外村展子（1994）「東寺観智院旧蔵本『三宝絵』の筆写者」『今昔研究年報』8（岩波書店新日本古典文学大系 31『三宝絵・注好選』所収）
- 中田祝夫（1954）『古点本の国語学的研究 総論篇』勉誠社（改訂版 1979）
- 野間光辰（1958）「浮世草子の読者層」『文学』26―5
- 蜂矢真郷（2008）「一九六五～七五年度頃の略字」『国語文字史の研究』8 和泉書院
- 鳩野恵介（2017）「形からみた漢字」沖森卓也・笹原宏之編『漢字』朝倉書店
- 林大（1963）『文化庁国語シリーズ 53 当用漢字字体表の問題点』光風出版（覆刻版 1974、文化庁編『復刻文化庁国語シリーズ 6 漢字』教育出版）
- 山下真里（2012）「異体字が広まる一過程―「鉷」という字体を一例に―」『訓点語と訓点資料』128
- 山本真吾（1990）「平安・鎌倉時代に於ける副詞「たとひ」の漢字表記について―僧侶実用漢字の世界―」『三重大学日本語学文学』1
- 山本真吾（2005）「僧侶の書記用漢字 ―接統詞「これによりて」の用字から―」『日本学・敦煌学・漢文訓読の新展開』汲古書院

辞典類

- 黄征編『敦煌俗字典』上海教育出版社
- 国語学会編『国語学大辞典』東京堂出版
- 佐藤喜代治編『漢字百科大事典』明治書院
- 杉本つとむ・岩淵匡『日本語学辞典』桜楓社
- 諸橋轍次編『大漢和辞典』（修訂版 鎌田正・米山寅太郎）大修館書店
- 劉復・李家瑞編『宋元以来俗字譜』中央研究院歴史語言研究所

調査資料

〈漢字字書・字樣書〉

『宋本說文解字』國家圖書館出版社

『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本滙編』中州古籍出版社

『龍龕手鏡』『集韻』『康熙字典』中華書局

『大廣益會玉篇』商務印書館

『正字通』中国工人出版社

『異体字研究資料集成』雄山閣

『「唐代字樣」二種の研究と索引』桜楓社

『高山寺古辞書資料 1 (篆隸万象名義・金剛頂經一字頂輪王儀軌音義)』東京大学出版会

『新撰字鏡 天治本 附 享和本・群書類従本』臨川書店

『天理図書館善本集成 類聚名義抄 観智院本』『尊経閣善本影印集成 字鏡集』八木書店

『図書寮本類聚名義抄』『字鏡集 白河・寛元本 研究並びに総合索引』『字鏡鈔天文本 研究並びに総合索引』『倭玉篇夢梅本 篇目次第 研究並びに総合索引』勉誠出版 (勉誠社)

『古辞書音義集成』『和刻本辞書字典集成』『倭玉篇五本和訓集成』汲古書院

『和玉篇 乾坤 (玉篇要略集)』『和玉篇 (弘治二年写)』(古辞書叢刊) 雄松堂書店

〈言語辞書〉

『古本節用集六種 研究並びに総合索引』『印度本節用集古本四種研究並びに総合索引』『文明本節用集研究並びに索引』『恵空編節用集大全 研究並びに索引』勉誠出版 (勉誠社)

『色葉字類抄 研究並びに総合索引』『古本下学集七種 研究並びに総合索引』『中世古辞書四種 研究並びに総合索引』風間書房

『伊呂波字類抄 室町初期写十卷本』雄松堂出版

『運歩色葉集 元龜二年京大本』臨川書店

『尊経閣善本影印集成 色葉字類抄二 二卷本』八木書店

『節用集大系』大空社

〈記録・典籍〉

『興福寺本大慈恩寺三蔵法師伝古点の国語学的研究』東京大学出版会

『三教指帰注集の研究』朋友書店

『古事記 国宝真福寺本』『浄福寺本仮名書き』『往生要集』影印・翻刻・解説 おうふう (桜楓社)

『打聞集の研究と総索引』清文堂出版

『御堂関白記』『人車記』『中右記』『後法興院記』『岡屋関白記・深心院関白記・後知足院関白記』(以上、陽明叢書) 思文閣出版

『冷泉家時雨亭叢書 明月記』朝日新聞社

『日本霊異記』『日本書紀』『三宝絵・日本往生極楽記』『古事記』(以上、尊経閣善本影印集成)

『天理図書館善本叢書 日本書紀編纂疏・日本書紀抄』『続日本紀 蓬左文庫本』八木書店

『鈴鹿本今昔物語集 影印と考証』京都大学学術出版会

『東大寺諷誦文稿』『法華修法一百座聞書抄』『三宝絵詞 上下』『雲州往来二種』(以上、勉誠社文庫)『太平記 玄玖本』『神田本白氏文集の研究』『太平記 義輝本』『玉塵抄』『人天

眼目抄』『新編西鶴全集』『足利本仮名書き法華経 影印篇』『仮名書き観無量寿経 影印と研究』勉誠出版（勉誠社）
『高野山西南院藏本和泉往来総索引』『宮内庁書陵部藏本宝物集総索引』『延慶本平家物語』『古典研究会叢書 沙石集』『古典研究会叢書 太平記神田本』『最明寺本往生要集 影印篇』『平家物語 小城鍋島文庫本』汲古書院
『名古屋市博物館蔵三宝絵』名古屋市博物館
『宝物集』（最明寺本）古典保存会
『屋代本平家物語』『古鈔本宝物集』角川書店
『論語抄の国語学的研究 研究・索引篇』武蔵野書院
『早稲田大学蔵資料影印叢書 仮名草子集』早稲田大学出版部
『御所本うち拾遺物語』『徒然草 静嘉堂文庫蔵正徹筆』『可笑記大成』『中華若木詩抄』笠間書院
『平松家本平家物語』『詩学大成抄の国語学的研究 影印編・研究篇』清文堂出版（清文堂）
『往来物大系』大空社

〈ウェブサイト〉

韻典網 <http://ytenx.org/>
漢字体規範史データベース <http://www.joao-roiz.jp/HNG/>（現在停止中の為、「CHISE IDS 漢字検索」<http://www.chise.org/ids-find> の連携検索を利用）
京都大学人文科学研究所拓本文字データベース <http://coe21.zinbun.kyoto-u.ac.jp/djvuchar>
中國哲學書電子化計劃 <https://ctext.org/>
東寺百合文書 WEB <http://hyakugo.kyoto.jp/>
奈良地域関連資料画像データベース <http://mahoroba.lib.nara-wu.ac.jp>
奈良文化財研究所 木簡庫（旧「木簡画像データベース・木簡字典」）
<http://mokkanko.nabunken.go.jp>
International Dunhuang Project <http://idp.bl.uk/>
Scientific Analysis of Pelliot Collection <http://www.afc.ryukoku.ac.jp/pelliot/index.html>

附記

本稿は既発表の拙稿

「略字体の成立と使用拡大の一側面」『訓点語と訓点資料』136、2016 年（第二章の一部）
「略字「仏」の使用拡大と位相」『訓点語と訓点資料』139、2017 年（第三章）
「略字体として見たいわゆる「抄物書」の位置」『国語学研究』57、2018 年（第四章）
の内容を基に修正・加筆を施し一論文として統合したものである。